

平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
議案第 1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
[第1予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
増田 吉章議員
吉浦やす子議員
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
自 3月 9日
至 3月18日 10日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

- 議案第 1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
 議案第 2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
 議案第 3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
 議案第 4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
 議案第 5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
 議案第 6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
 議案第 7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
 [第1予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	武 田 圭 介 君
	増 田 吉 章 君		飯 澤 明 彦 君
	中 江 清 美 君		吉 浦 やす子 君
	一ノ瀬 弘 昭 君		尾 崎 静 夫 君
	土 田 政 己 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	善 岡 雅 文
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行

建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成21年第1回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増田吉章議員及び吉浦やす子議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は10日と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） おはようございます。平成20年第4回定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

まず、2ページをお開きいただきたいと思います。総務部広報広聴課の関係では、1点目の市長と“すながわ”を語ろうについて、12月17日、公民館において社会教育事業「青年コミュニティ学院」の参加者8名とまちづくりに対する意見交換を行ったところであり、

4点目の砂川市新年交礼会については、1月の9日、砂川パークホテルにおいて実施をいたしまして、265名のご参加をいただいたところであります。

3ページの7点目の砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道との事前協議について、2月の10日、過疎対策事業債を活用し、国営土地改良事業の地元負担金の

繰上償還を行うために必要な砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道との事前協議は整ったところであります。

8点目の地域活性化・生活対策臨時交付金について、2月の6日、国の第2次補正予算において地方自治体が地域活性化等に資するインフラ整備を進めるための地域活性化・生活対策臨時交付金が創設されたことに伴い、実施計画を策定し、空知支庁を通じて内閣総理大臣に提出したところであります。

次に、6ページの市民部社会福祉課の関係では、1点目の生活困窮世帯年末見舞金の支給について、12月に民生児童委員を通じて99世帯に支給をしたところであります。

次に、9ページの経済部商工労働課観光課の関係では、1点目の緊急保証制度認定状況について、10月31日から開始された緊急保証制度により利用を希望する28企業を認定したところであります。

2点目の中心市街地商業活性化・診断サポート事業について、中心市街地活性化協議会では商店街の回遊策を検討するため中小企業基盤整備機構北海道支部による事業を活用し、記載のとおり「市民ニーズ調査」を実施したところであります。

10ページの4点目のイージーオーダー説明及び相談会について、2月の18日、地域交流センターゆうにおいてビジネスの発展と地域活性化を目的に、地元が要望するテーマに応じて北海道経済産業局と地元自治体との共催で実施する施策等の説明及び相談会について農商工連携をテーマに開催をしたところであります。

次に、11ページの6点目の社団法人滝川砂川広域シルバー人材センターの広域解消について、昭和60年に設立した社団法人滝川砂川広域シルバー人材センターはこれまで広域により運営をしてまいりましたが、砂川地区より広域解消による離脱を同センターに申し入れ、2月の17日開催の臨時総会において離脱が承認されましたので、4月1日から一般社団法人砂川シルバー人材センター設立に向けて現在準備作業を進めているところであります。

7点目の砂川地域通年雇用促進協議会について、通年雇用化の促進を図るため、記載のとおり、通年雇用バックアップ事業として事業所戸別訪問、経営セミナー、経営相談を行うとともに、通年雇用化チャレンジ事業として2つの講習を実施したところであります。

次に、13ページの農政課の関係では、4点目の耕作放棄地解消計画の作成及び報告について、1月の30日、9月から11月にかけて、11月にかけて農業関係機関の協力を得て行った現地確認調査により耕作放棄地並びに農地所有者を選定し、確定し、5カ年の耕作放棄地解消計画を作成するとともに、北海道に報告したところであります。

次に、18ページの市立病院の関係では、3点目の砂川市立病院改革プラン策定委員会の開催について、1月の29日、2月10日の両日策定委員会を開催し、砂川市立病院改革プランを決定をしたところであります。

4点目の附属看護専門学校受験状況について、平成21年度入学の推薦入学試験につい

ては11月5日、受験者9名に小論文、面接試験を実施をいたしました。11月12日、受験者全員の合格を発表したところであります。また、一般入学試験については、1月の22日、受験者90名に1次試験、2月の4日に受験者69名に2次試験を実施し、2月の10日に30名の合格者を発表したところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります。1点目の公立高等学校入試出願状況について申し上げます。2月13日、北海道教育委員会は平成21年度の公立高等学校入試出願状況を公表いたしました。砂川高等学校は、定員160名に対し出願数は163名で、3名の定員オーバーとなったところであります。空知北学区の出願状況は、表のとおりであります。

次に、2ページ、社会教育課所管について申し上げます。3点目、財団法人砂川市生涯学習振興協会の解散についてであります。財団法人砂川市生涯学習振興協会は、市民の健康増進及び市民の文化を図るとともに、市民参加のスポーツ及び文化の環境づくりに寄与することを目的に市が3,000万円を出資し、平成10年7月1日設立され、総合体育館を初めとする施設の管理運営とスポーツ・文化振興事業を行ってまいりました。平成19年1月、地域交流センター「ゆう」がオープンし、市が進める文化振興事業がNPO法人「ゆう」に集約されたことによりまして、財団が定款で定める文化振興事業の実施が困難となったこと、さらに行政の効率化を図るという行財政改革の方針により、財団による体育施設及び公民館の指定管理者としての指定が終了する平成21年3月31日をもって解散することが2月18日開催の理事会、評議員会において議決されたところであります。

次に、4点目、平成20年度地域伝統文化功労者表彰の受賞について申し上げます。平成20年9月、砂川市が第1号で指定いたしました無形民俗文化財「街頭もちつき」の保持団体である「砂川もちつき保存会」が地域における伝統文化の振興に対する貢献が認められ、東京都中央区銀座に事務局がある財団法人伝統文化活性化国民協会から3月5日、平成20年度地域伝統文化功労者として表彰されたところであります。

次に、学校給食センター所管について申し上げます。今回で3回目となります「朝食（食生活）についてのアンケート調査」を昨年12月に市内小中学校の児童生徒の全員を対象に行ったところであります。アンケート調査の回収率は、小学校児童96.3%、中学校の生徒が93.2%で全体では95.3%になり、昨年より5.2%上回ったところであります。「毎日朝食を摂るか」の問いでは、とらない日が多い（6.4%）、いつも

とらない（1.7%）と合わせて8.1%となっており、これは昨年の10.5%より若干改ざん、改善されておりますが、今後のアンケートの結果の分析等を行い、食生活の改善に結びつくように活用するとともに、学校や関係部署などとの連携を図り、啓発を推進していく考えであります。

次に、交流センター交流推進課所管について申し上げます。地域交流センターゆうの利用状況につきましては、昨年4月から今年2月までの施設利用の総計は2,299件、7万4,874名であり、前年より259件の増、利用人員では1,996名の減となっている状況であります。

以上申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
について

議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

議案第5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正
予算

議案第7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算、議案第5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算の8件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が決定され、介護報酬の改定による介護保険料の上昇を抑制するため介護従事者処遇改善臨時特例交付金が公布されることに伴い、当該交付金を基金として積み立てるため本条例を制定しようとするものでありますが、このことに関して若干ご説明を加えさせていただきます。国では、生活防衛

のための緊急対策として、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である現状を踏まえ、介護従事者の処遇改善と人材確保等のため平成21年度の介護報酬改定プラス3.0%等により介護従事者の処遇改善を図ることとしております。これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する措置として、平成21年度は改定による上昇分の全額を、平成22年度は改定による上昇分の2分の1を国費で負担することで第1号被保険者の負担を軽減することとし、平成21年度から平成23年度までの3年間トータルで改定による上昇分の2分の1を介護従事者処遇改善臨時特例交付金として市町村に交付することとしております。交付金については、市町村において基金を設置し、平成20年度に受け入れることとなっていることから、基金条例を制定するものであります。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例であります。第1条は設置規定で、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置するものであります。

第2条は、基金の額を定めるもので、基金として積み立てる額は、砂川市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするものであります。

第3条は、管理規定で、第1項では基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとし、第2項では基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとするものであります。

第4条は、運用益の処理を定めるもので、基金の運用から生じる利益は、介護保険事業会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものであります。

第5条は、繰りかえ運用の規定で、市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものであります。

第6条は、処分の規定で、第1号では砂川市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合、第2号では前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合に限りこれを処分することができるものであります。

第7条は、委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

3ページの附則第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものであり、第2項はこの条例の失効の定めで、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国

庫に納付するものとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億6,110万3,000円とするものであります。

第2条は、継続費の変更であります。8ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、南吉野団地建設工事について総額と年割額を補正するものであります。

第3条は、繰越明許費であります。9ページ、第3表、繰越明許費に記載のとおり、国の第2次補正予算に基づく地域活性化・生活対策事業、子育て応援特別手当支給事業及び定額給付金給付事業について平成21年度に繰り越すものであります。

第4条は、債務負担行為であります。10ページ、第4表、債務負担行為に記載のとおり、ごみ処理場維持管理委託の限度額及び認定農家支援利子、支援資金利子補給に係る限度額の設定を行うものであります。

第5条は、地方債の変更であります。11ページ、第5表、地方債補正に記載のとおり、臨時地方道整備事業債から公的資金補償金免除借換債までについて1億3,280万円を減額補正し、補正後の限度額を8億7,030万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、大部分が決算見込みによる事業費の確定によるものでありますので、主なもの及び説明にアンダーラインを付してある新規事業を中心に説明をまいります。

まず、72ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、公務災害に要する経費6万1,000円の補正は、広報委員の広報紙配布中の転倒によるけがについて公務災害認定及び医療費に係る経費であります。

76ページ、5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金3億2,325万8,000円の減額は、財源調整によるものであります。

80ページ、15目地域活性化・生活対策費で二重丸、地域活性化・生活対策事業に要する経費1億2,214万9,000円の補正は、国の平成20年度の第2次補正における生活対策の中の地方公共団体支援策として創設された交付金1億1,335万1,000円を原資として、国が示した地方再生戦略及び生活対策事業に該当する項目の中からインフラ整備などのための単独事業を実施するものであります。なお、補助事業については、事業が限定されており、単独事業については平成20年10月31日以降に実施される事業とされているものであります。

2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費のうち標準宅地時点修正委託料5万3,000円の補正は、平成20年4月1日現在で北海道が実施した地価調査の結果、地価の下落があり、価格の修正のため砂川市内5地点の鑑定評価を行うための委託料であります。

次に、88ページ、3款民生費、1項3目身体障害者福祉費で一つ丸、身体障害者自立支援に要する経費1,097万4,000円の補正は、医療費で生活保護からの移行者の増、給付費で就労継続支援通所者数の増によるものであります。同じく一つ丸、重度心身障害者医療に要する経費1,825万1000円の減は、高額対象、医療対象者の減によるものであります。同じく一つ丸、身体障害者地域生活支援に要する経費のうち地域活動支援センター運営費補助金750万円の減は、NPO法人砂川つばさについて地域活動支援センターから就労継続支援事業所に移行したことによる減であります。

4目精神障害者福祉費で一つ丸、精神障害者地域生活支援に要する経費のうち自立支援給付費531万6,000円の補正は、就労移行支援者の増によるものであります。福祉ホーム運営費負担金21万6,000円の補正は、精神障害者の共同住居である福祉ホーム事業について平成18年10月以降地域生活支援事業に位置づけられ、平成20年度からグループホーム、ケアホームの居住地特例に準じて入居前の居住地である砂川市が費用負担をするものであります。

次に、92ページ、2項1目児童福祉費で二重丸、子育て応援特別手当支給事業に要する経費1,022万4,000円の補正は、国の第2次補正における生活対策の中の生活安全確保対策として、子育て応援特別手当が20年度限りの緊急措置として創設されたもので、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子が2人以上いる世帯で、そのうちの平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子が第2子以降である場合1人につき3万6,000円を支給するための経費であります。なお、対象は245世帯、260人であります。同じく一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費のうち備品購入費13万8,000円の補正は、FF式ストーブ更新による経費であります。

次に、96ページ、3項2目扶助費で一つ丸、生活保護費1億1,549万4,000円の補正は、医療扶助で月平均10人の増による9,728万4,000円の増が主なものであります。

次に、98ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費のうち肝炎ウイルス検査委託料20万3,000円の補正は、血糖値測定における採血器具のキャップの取り扱いに伴う肝炎ウイルス検査実施に係る経費であります。

次に、108ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、企業振興促進補助金1,265万8,000円の補正は、企業施設建設5社、雇用奨励1社に対する補助金であります。

同じく5目定額給付金給付事業費で二重丸、定額給付金給付事業に要する経費3億2,119万円の補正は、国の第2次補正における生活対策の中の家計緊急支援対策としての定額給付金給付事業で、給付対象者は基準日、平成21年2月1日において住民基本台帳に記載されている者、または外国人登録原票に登録されている者で、申請、受給者は給付対象者の属する世帯の世帯主とし、給付額は給付対象者1人につき1万2,000円、ただし2月1日の基準日において65歳以上及び18歳以下の者については2万円とするものであります。発送開始日は3月16日を予定しており、申請期限は申請受け付けから6カ月であります。なお、給付費の内訳として、1万2,000円支給される一般の方が1万624人、2万円支給される65歳以上の方が5,884人、同じく2万円支給される18歳以下の方が2,930人、1万2,000円支給される外国人、一般の方が17人、2万円支給される外国人、65歳以上の方が8人となるものであります。

次に、112ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、除雪機械整備に要する経費1,120万3,000円の減は、入札の減によるものであります。

次に、114ページ、3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費1,502万1,000円の減は、事業確定による減であります。

次に、138ページ、11款公債費、1項1目元金で一つ丸、地方債償還元金3,400万円の減は、当初予定しておりました公的資金補償金免除借換債の一部の、一部を借りかえを行わず繰上償還を行うこととしたため、当初予定の繰上償還を取りやめたことによる差が3,400万円となるものであります。

140ページ、12款諸支出金、2項3目病院会計繰出金3億7,418万6,000円の補正は、ルール分等による繰り出しであります。

次に、142ページ、13款職員費、1項1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費3,104万8,000円の減は、中途退職者及び早期勧奨退職者によるものが主なものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては13ページ、総括でご説明申し上げます。10款地方交付税は7,274万円の補正となりますが、普通交付税で当初予算計上36億4,000万円に対して決定額が37億1,274万円となったことによるものであります。

14款国庫支出金5億3,097万9,000円の補正となりますが、生活保護費負担金で8,610万円の増、子育て応援特別手当事業費補助金で1,022万4,000円の増、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費補助金で1億1,335万1,000円の増、定額給付金給付事業費補助金で3億2,119万円の増などによるものであります。

16款財産収入は2,394万3,000円の補正となりますが、駅東部三砂団地跡地及び南吉野教員住宅跡地等6件の土地売り払いなどによるものであります。

21款市債は1億3,280万円の減となりますが、事業確定による減のほか公的資金

補償金免除借換債において借りかえの一部を取りやめたことによるものであります。

以上が歳入の主なものであります。なお、144ページに継続費に関する調書、146ページに債務負担行為に関する調書、148ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第2号、4号、5号、6号の4議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,442万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億128万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。36ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で118万7,000円の減は、一般管理事務に要する経費の給料以下記載の人件費のほか、主に高額療養費の限度額据え置きによるシステム改修委託料125万円の減、高齢受給者証の一部修正に伴うプログラム変更委託料10万円の補正、また国保事業共同電算化に要する経費として電算業務委託件数の増による66万4,000円の増などによるものであります。

2目運営協議会費で5万7,000円の減は、開催回数の減であります。

38ページをお開き願います。2項1目賦課徴収費で3万9,000円の増は、国保税を年金から天引きする特別徴収と口座振替の選択制に関するお知らせ文書に係る事業費及び役務費の増であります。

3項1目特別対策事業費で10万6,000円の増は、医療費適正化対策に要する経費のうち共済費等の確定に伴う減、収納率向上対策に要する経費のうち職員手当等の増によるものであります。

40ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で1,200万円の減、2目退職被保険者等療養給付費で4,700万円の減は、医療費の減によるものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費で2,600万円の増、ページをおめくりいただき42ページであります。2目退職被保険者等高額療養費で900万円の増は、いずれも件数の増によるものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費で45万円の減、4目退職被保険者等高額介護合算療養費で19万8,000円の減は、対象見込み数の減によるものであります。

4項1目出産育児一時金で260万円の増は、件数で7件の増及び平成21年1月から

産科医療補償制度創設により一時金を3万円増額したことによるものであります。

44ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で5万3,000円の減、46ページの4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で22万5,000円の減、48ページの5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金で335万8,000円の減、2目老人保健事務費拠出金で1,000円の増、50ページの6款介護納付金、1項1目介護納付金で658万6,000円の減は、それぞれ支援金、納付金、拠出金の額の確定によるものであります。

52ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で78万2,000円の減は、主に特定健診等に係る栄養士報酬等の補正及び特定健診受診者数の減に伴う健診委託料の減によるものであります。

2項1目疾病予防費で116万4,000円の減は、無受診世帯記念品、電算業務、がん検診、インフルエンザ予防接種各負担金等の事業費の確定によるものであります。

54ページをお開き願います。9款基金積立金、1項1目基金積立金で13万円の増は、基金利息分であります。

56ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で737万7,000円の増は、主に19年度の療養給付費等負担金精算返還金であります。

58ページをお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金、1項1目前年度繰り上げ充用金で1,657万9,000円の減は、平成19年度の国保特別会計での収支不足分1,657万9,000円を見込んでおりましたが、最終的に約818万円の単年度黒字決算となったため前年度繰り上げ充用金が不要となったものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては7ページの総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税で2,627万3,000円の減は、後期高齢者支援金分の創設によりいわゆる3本立ての徴収方法となり、さらに実質的な賦課限度額の引き上げはあるものの、国民健康保険被保険者数及び課税所得が減少したことによるものであります。

2款国庫支出金で1,501万4,000円の増、3款療養給付費等交付金で2,387万1,000円の減、4款前期高齢者交付金で3,224万9,000円の減、5款道支出金で867万6,000円の減は、いずれも歳出の保険給付費に基づく国、診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分の増及び減であります。

6款財産収入で13万円の増は、基金利息分であります。

7款共同事業交付金で540万6,000円の減は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の対象医療費の減によるものであります。

8款繰入金で848万円の増は、一般会計繰入金で減となるものの国保基金繰入金で増となることによるものであります。

9款繰越金で818万円の増は、前年度繰越金の額の確定によるものであります。

10款諸収入で2,024万5,000円の増は、特定健診、特定健康診査負担金の減及び本年度の収支不足を3,623万円と見込み、平成21年度予算の繰り上げ充用金で賄う雑入とすることによるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ435万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,023万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。20ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で5万6,000円の増は、電算業務等委託料の増であります。

22ページをお開き願います。2款医療諸費、1項2目医療費支給費で150万円の減は、医療費の減によるものであります。

3目診査支払手数料で1万2,000円の減は、受診件数の減によるものであります。

4目高額療養費で290万円の減は、対象給付額の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款支払基金交付金で341万9,000円の減、2款国庫支出金で223万6,000円の減、3款道支出金で55万9,000円の減は、医療費の減による負担ルールの減であります。

4款繰入金で50万6,000円の減は、主に医療費分の減によるものであります。

5款繰越金で1,000円の減は、平成19年度決算において繰越金が発生しなかったことによる減であります。

6款諸収入で236万5,000円の増は、主に交通事故等による第三者納付金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,596万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,128万6,000円とするものであります。

第2条は、地方債で、5ページの第2表、地方債に記載のとおり、起債の目的は財政安定化基金貸付金、限度額は400万円、起債の方法は証書借入れ、利率は無利子、償還の方法は借入れを行った翌年度から3カ年以内に同期間内に収納された介護保険料を財

源として償還する。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮、または延長することができるものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。26ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で325万5,000円の増は、介護報酬改定等に伴う電算システム改修委託料の補正によるものであります。

3項2目認定調査費で49万6,000円の減は、主治医意見書手数料及び調査委託料等の減によるものであります。

28ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で8,145万9,000円の増は、1目居宅介護サービス給付費で4,042万5,000円の増及び3目施設介護サービス給付費で4,220万9,000円の増が主な要因であります。

30ページ、2項介護予防サービス等諸費で1,495万9,000円の減は、1目介護予防サービス給付費で1,333万円の減及び32ページの5目介護予防サービス計画給付費で176万4,000円の減が主な要因であります。

32ページ、3項高額介護サービス費で337万9,000円の増は、1目高額介護サービス費で341万9,000円の増が主な要因であります。

34ページ、4項特定入所者介護サービス等費で209万4,000円の増は、1目特定入所者介護サービス費で210万8,000円の増が主な要因であります。

5項高額医療合算介護サービス等費で350万円の補正は、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が高額になる場合に被保険者の負担軽減を図る高額医療高額介護合算制度に伴う保険給付で、1目高額医療合算介護サービス費で30万円、36ページの2目高額医療介護予防サービス費で5万円を補正するものであります。

38ページをお開き願います。4款1目基金積立金1,144万円の増は、1項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1,150万5,000円の補正が主な要因で、介護報酬改定に伴う国の財政措置として交付され、基金に積み立てするものであります。

40ページ、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費で114万4,000円の減は、1目介護予防特定高齢者施策事業費で、保健師賃金及び生活機能評価委託料の減と2目介護予防一般高齢者施策事業費で生活支援、ホームヘルプサービス事業委託料の減が主な要因であります。

2項包括的支援事業・任意事業費で58万9,000円の増は、42ページの1目包括的支援事業費で地域包括支援センターの業務委託料の増と2目任意事業費で在宅老人配食サービス委託料の減が主な要因であります。

44ページをお開き願います。7款諸支出金で1,000円の増は、国庫補助金精算返還金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては7ページ、総括でご説明を申し上げます。1款保険料で210万5,000円の減は、主に所得階層第4、第5、第6段階の被保険

者の減によるものであります。

2款分担金及び負担金で120万1,000円の減は、地域支援事業の自己負担金収入の減によるものであります。

3款国庫支出金で1,533万1,000円の増は、調整交付金は減となるものの介護給付費の増による介護給付費負担金の増のほか、介護報酬改定に伴う国の財政措置として交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金の増及び電算システム改修事業費補助金の増が主な要因であります。

4款支払基金交付金が2,208万3,000円の増、5款道支出金1,231万6,000円の増は、介護給付費の増による負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入6万5,000円の減は、介護給付費準備基金運用利子の減によるものであります。

7款繰入金3,560万9,000円の増は、主に介護給付費の負担ルール分の一般会計繰入金の増及び介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

10款市債400万円の補正は、地方債でご説明いたしました財政安定化基金貸付金を収支の均衡を図るため北海道介護保険財政安定化基金から借り入れすることによる増であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ682万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,927万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。18ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費211万6,000円の増は、主に後期高齢者システム改修に伴う委託料の増であります。

2項1目徴収費で7万7,000円の増は、主に口座振替選択制に伴う通信運搬費の増であります。

20ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で843万円の減は、事務費分担金ほか各負担金の確定に伴う増減であります。

22ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で59万1,000円の減は、主に後期高齢者健康診査委託料の減であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料で1,299万9,000円の減は、所得割、均等割の

増はあるものの軽減額の拡大による減であります。

2 款繰入金で 4 2 2 万 2, 0 0 0 円の増は、主に後期高齢者医療保険料軽減分に伴う保険基盤安定分の増であります。

3 款諸収入で 3 3 万 3, 0 0 0 円の減は、健康診査受診者数の減により後期高齢者医療広域連合からの健康診査受託事業収入の減であります。

4 款後期高齢者医療広域連合支出金 9 万 8, 0 0 0 円の増は、保険料を年金から天引きする特別徴収と口座振替の選択制に関するお知らせ文書送付に係る後期高齢者医療特別対策交付金であります。

5 款国庫支出金 2 1 8 万 4, 0 0 0 円の増は、保険料の口座振替選択及び保険料追加軽減措置に対応するための後期高齢者システム改修に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

1 点訂正をさせていただきます。介護保険特別会計補正予算でありますけれども、3 4 ページの高額医療合算介護サービス等費で 3 5 万円を 3, 5 0 0 万円と言い間違えましたので、ご訂正をお願いいたします……。今申しあげました訂正なのですが、3 5 万円を 3 5 0 万円と説明いたしましたので、ご訂正をお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 議案第 3 号、7 号の提案説明は休憩後に行います。

1 0 分間休憩します。

休憩 午前 1 0 時 5 4 分

再開 午前 1 1 時 0 4 分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

休憩前に引き続いて理事者の提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第 3 号 平成 2 0 年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は第 1 号であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 2 8 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 億 9, 9 7 6 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

第 2 条は、地方債の補正であり、4 ページの第 2 表、地方債補正に記載のとおり、下水道資本費平準化債と個別排水処理施設整備債について事業完了見込みなどによる整備により 6 2 0 万円を減額し、補正後の限度額を 5 億 7, 3 5 0 万円とするものであります。

補正の主なものにつきましては、2 0 ページの歳出からご説明いたします。1 款下水道費、1 項下水道整備費、1 目一般管理費 3 5 万円の増は、平成 1 9 年度分消費税納付額の確定による公課費 4 1 万 5, 0 0 0 円の増が主なものであります。

2目維持管理費13万6,000円の増は、管渠清掃委託などの委託契約額確定による75万3,000円の減と平成19年度分汚水処理水量の確定に伴う流域下水道組合負担金406万8,000円の減及び中空知広域水道企業団に対する下水道使用料事務委託負担金473万5,000円の増が主なものであります。この事務委託負担金については、平成20年度から水道料金システムが統一され、料金算定及び賦課徴収業務を企業団営業課に集約したことに伴う対象経費の増加によるものであります。

22ページ、4目公共下水道整備事業費3万7,000円の減は、事業費確定によるものであります。

5目流域下水道整備事業費8,000円の減は、北海道が施工する流域下水道の更新事業に対する構成市町が負担する北海道の資本費について借り入れ利率が確定したことによるものであります。

24ページ、2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費602万8,000円の減は、合併処理浄化槽の設置基数を当初10基で予定しておりましたが、設置基数の見込みが5人槽、7人槽合わせて5基となったことによる工事請負費552万円の減と浄化槽維持管理委託料の確定による53万円の減が主なものであります。

26ページ、3款公債費69万7,000円の減は、借り入れ利率の確定による元金4万4,000円の増と利子74万1,000円の減によるものであります。

続きまして、歳入につきましては5ページの総括でご説明をいたします。1款分担金及び負担金87万円の減は、合併処理浄化槽設置基数の減少による個別排水処理分担金の減と下水道受益者負担金の現年賦課分の確定による減が主なものであります。

2款使用料及び手数料1,221万4,000円の減は、下水道使用料現年度分で使用水量の減少による下水道使用料の減が主なものであります。なお、使用水量減少の主な要因といたしまして、5月から8月にかけては前年に比べ降水量が多く、日平均気温も低い冷夏であったことにより水需要が減ったことと原油価格の高騰などに伴う景気低迷により節約、節水意識が高まったことが大きな要因と考えられるところであります。

4款繰入金1,380万円の増は、収支不足分の調整によるものであります。

5款繰越金88万3,000円の増は、平成19年度決算確定によるものであります。

6款諸収入168万3,000円の減は、水洗便所改造資金貸付件数の減による元利収入の減が主なものであります。

7款市債620万円の減は、下水道資本費平準化債で繰上償還の整理による130万円の減と個別排水処理施設整備事業債で合併処理浄化槽設置工事費の減による490万円の減によるものであります。

なお、28ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。初めに、第1条では今回の補正予算を第3号とするものがあります。

第2条は、予算第2条で定めた業務の予定量を補正するもので、（2）、年間患者数を入院で6,825人減の14万1,730人、外来で3,013人減の25万6,687人とし、（3）、1日平均患者数を入院で19人減の388人、外来で12人減の1,048人とするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、病院事業収益で3億1,464万7,000円を減額し、収入の総額を105億267万3,000円、病院事業費用で2億3,272万を減額し、支出の総額を105億8,460万円とするものであります。

2ページをお開きください。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額8億7,466万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金8億7,466万7,000円」を「不足する額8億3,698万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金8億3,698万4,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で4,310万3,000円を増額し、収入の総額を8億2,594万1,000円、資本的支出で542万円を増額し、支出の総額を16億6,292万5,000円とするものであります。

第5条は、予算第6条に定めた企業債の補正であります。医療器械器具整備事業分で670万円減額し1億5,530万円に、医師住宅新築事業分で4,830万円増額し4,830万円に、合計4,160万円の増額となり、総額6億900万円に限度額を補正するものであります。

第6条は、予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、（1）、職員給与費を53億6,537万8,000円に減額するものであります。

第7条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を23億2,845万1,000円に減額するものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益6億9,222万8,000円の減額内訳は、1目入院収益で1億8,341万円の減額、2目外来収益で5億967万6,000円の減額、3目その他医業収益で86万円の増額であり、入院収益については1人当たりの診療単価について増加しておりますが、延べ患者数が減少したこと、また外来収益については延べ患者数が減少したことに加え、10月より全面院外処方にしたことで1人当たりの診療単価が減少したことによるものであります。その他医業収益は、主に集団健診が増加したことによるものであります。

2項医業外収益3億9,584万6,000円の増額は、主に補助金及び他会計負担金

の増によるものであります。

6ページをごらんいただきたいと存じます。3項看護専門学校収益1,847万1,000円の減額は、主に負担金交付金で生徒1人当たりの基準額が減額されたことによるものであります。

4項特別利益20万6,000円の増額は、前年度以前の医療費調定による過年度分損益の修正益によるものであります。

8ページの収益的支出であります。1項医業費用2億2,594万2,000円減額するもので、内訳は1目給与費で1,078万9,000円の減額は1節給料において人事異動等による新陳代謝、また看護師については育児休業、年度内退職者の増が主な要因で3,824万5,000円減額、2節手当においても1節給料と同様の理由で2,061万円減額となり、3節賃金において医師では嘱託医師の経験年数による報酬額の増、循環器科、外科の診療応援の増、また看護師では職員の年度内退職者の補充及び産休、育児休業の代替要員の確保が主な要因で2,249万8,000円増額、4節法定福利費において共済組合負担金の負担金率の増が主な要因で2,556万8,000円増額となったことによるものであります。

2目材料費1億4,686万7,000円の減額は、主に1節薬品費において10月より開始となった全面院外処方により2億7,300万3,000円減額となり、2節診療材料費において手術及び検査等に使用する診療材料の高額化などにより1億2,305万2,000円増額となったことなどによるものであります。

10ページをごらんいただきたいと存じます。3目経費7,076万5,000円の減額は、主に5節消耗品費において文房具等の縮減により934万2,000円減額、11節修繕費において住宅用、医療用など修繕件数の減により2,697万8,000円減額、12節保険料において本年1月1日より開始となった産科医療補償制度に加入したことなどにより355万1,000円増額。13ページをお開きいただきたいと存じます。13節賃借料において患者数等の減少に伴い、機械器具の使用料が減少したことなどにより2,603万3,000円減額となったことなどによるものであります。

4目減価償却費211万3,000円の増額は、建物及び器械備品に係る減価償却費であります。

5目資産減耗費170万9,000円の増額は、医師住宅4軒に係る固定資産除却費であります。

6目研究研修費134万3,000円の減額は、主に4節旅費において道内、道外旅費を縮減し176万5,000円減額、5節研究雑費において認定看護師等における受講料等の増により140万3,000円増額となったことなどによるものであります。

14ページをごらんいただきたいと存じます。2項医業外費用291万7,000円の減額は、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費で1節企業債利息において当初積算時の利

率を下回ったことから244万6,000円減額、2目雑損失で消費税控除に伴い国庫補助金の返還金が生じたため3万7,000円増額、3目消費税で課税収入の減により50万7,000円減額となったことによるものであります。

3項看護専門学校費用373万9,000円の減額は、1目給与費で主に教員の新陳代謝により185万2,000円減額、2目経費で主に旅費交通費や修繕費において執行件数の減により188万7,000円減額となったことによるものであります。

16ページをごらんいただきたいと存じます。4項特別損失12万2,000円の減額は、前年度以前の医療費調定による過年度損益の修正損によるもので、1目過年度損益修正損で12万2,000円減額するものであります。

18ページをごらんいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債4,160万円の増額は、医療器械器具整備事業分で670万円減額し、医師住宅新築事業として4,830万円増額するものであります。

2項投資償還金339万7,000円の減額は、看護学生学資貸与金の償還期間延長によるものであります。

3項補助金490万円の増額は、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備及び災害派遣医療チームの体制整備事業に係るものであります。

20ページをごらんいただきたいと存じます。資本的支出で1項建設改良費403万3,000円の増額は、1目改築事業費、2節事務費で給与費の手当及び経費について359万8,000円減額し、2目資産購入費で主に新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業、災害派遣医療チーム体制整備事業に係る医療機器購入費として977万5,000円増額、3目住宅改築費で医師住宅新築の入札価格の減により210万円減額、4目建設利息で改築に係る企業債の利息が当初積算時の利率を下回ったことから4万4,000円減額となったものであります。

2項企業債償還金、1目元金償還金で7,000円の増額、3項投資、1目長期貸付金で看護学生への学資貸付金が当初予定していた貸付者数を上回ったことによるもので138万円の増額となったものであります。

22ページ以降は、関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第15号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について総括質疑ということで伺います。久しぶりの総括質疑であります。総括質疑ということで大局的に伺うこととして、細かな点につきま

してはこの後に第1予算審査特別委員会が予定されており、そちらでも伺うことができますので、よろしくお願いいたします。

それで、今回提案のあった議案第15号につきましては、平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成21年度の介護報酬改定に際し3%のプラス改定を行うというものであります。介護現場の実情として、介護に携わる者の処遇については勤務が厳しく、賃金の水準が低く、非常に離職率の高い仕事で、地域によっては人材難という現状も続いております。国としても介護業への人材確保対策の一環として介護報酬を初めてプラス改定にすることにより、介護従事者の処遇改善の一助をなそうとするものであります。そこで、今回のプラス改定においては、介護保険の各サービスに対する報酬が一律に3%アップするのかどうか、さらに今回の条例制定に伴う被保険者や受益者に対する影響について伺います。また、この種の条例は、全国の自治体が一律に同じようなものを制定していくと思われませんが、砂川市としてはこの条例が制定され、基金が創設されることにより、介護従事者の処遇改善がどのように図られていくと考えているのか伺います。

以上のことを伺い、1回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 基金条例の制定に関しまして3点ほどご質問がございました。まず初めに、プラス3%改定ということでありまして、これについてはサービスで一律3%かということがございますけれども、これはそれぞれ地域区分という介護報酬にありまして、都会あるいは中核市、そういった地域差もございます。ですから、その件に関しましても一律にということではございません。また、細部にわたりましては、認知症関連、あるいは訪問介護、居宅介護支援、通所介護、通所リハビリ、あるいは施設としましては特養ホーム、老人保健施設といった施設もございまして、これらについて総合的に3%ということでは今受けているサービス、自己負担、それらがすべて3%上がるということではなくて、施設あるいは居宅におけるサービスの種類によって平均で3%という改定の内容であります。

それから、2点目に、影響どうなるのだということではございまして、これにつきましては砂川市で申しますと3%上がることによりまして、それぞれ負担率がございまして全体の半分、2分の1は国、道、市が負担する。そしてまた、その残り2分の1は65歳以上の1号被保険者と40歳から64歳までの2号被保険者がそれぞれ負担するわけではございまして、問題となるのは65歳以上の保険料がこの改定によってどれぐらい上がるのかということではございまして、砂川市でいえばおおむね1人当たり月額107円になるのではないかと考えております。

続きまして、処遇改善をどのように考えられるかということではございまして、といたします。

のは、市町村あるいは道におきましてはそれぞれ事業所の指導監査というものが実施できることになっておりますけれども、内容につきましてはサービス費が適正に行われているかということが重点的でありまして、財務関係につきましてはその指導のほとんどが経理事務であります。したがって、人件費として高いのか安いのか、そういった指導はございません。ただ、お話がありましたとおり、離職率が高いということではやはり仕事内容の割に賃金が低い、社会的評価が低い、精神的にきついという点が挙げられますから、いずれにいたしましてもこういった人材を確保するという意味での処遇改善でありますけれども、砂川市でいえばこれまで管理者と言われる方々について交代になったということはありません。ただ、介護従事者の中にはやはりお話を聞きますと相当数やはり出入りがあるというような状況ですから、これら3%国が引き上げたことによるこういった人材確保のための引き上げも含まれていますので、そういうことで今後さらにその人材確保が進めばよろしいかなというふうに行政としては考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑に入りますけれども、今3点のことについて答弁をいただきました。当然いろんなところでも今の答弁にもありましたように介護従事者の待遇がなかなか改善されていない現状というのは、市のほうとしても認識されているのだなというようなことはわかったわけでありまして。それで、国のこの生活対策の中で今回のプラス改定が初めて行われたわけなのですけれども、この3%についても介護保険のすべてのサービスについて一律3%アップすることではないというようなお話だったと思っておりますけれども、これが、この条例の目的と名前が介護従事者処遇改善というような形で、これは全国一律で同じような条例が出ているので、砂川市がどうのという話ではないのでありますけれども、ただこの再質疑の中で、もしご答弁の中でそれが言えるのであれば言うていただきたいのですけれども、この介護保険の報酬が仮にアップしたからといって、これがその介護の現場で働いている介護従事者の賃金に直ちにはね返るわけでは当然ないということだと思っております。というのは、介護保険のこの報酬についても直接支払いではなくて、間には介護事業者さんとかを挟んでいるわけであって、先ほどの答弁の中では人件費の指導等については道、市町村としては特に関与はしていないということですし、多分これに直接関与していくというのはなかなか難しいのかなというふうに思うわけなのです。しかしながら、国がこういった介護従事者の待遇改善と銘打って、砂川市もこういった条例を制定しようとしている中で、国から砂川市へは総額1,150万5,000円の交付金が交付されますけれども、これによって介護保険料の上昇幅を圧縮して、圧縮しまして、先ほどは大体月107円程度の影響があるのかなというようなことだったのでありますけれども、この保険料がアップされて、さらに介護従事者の待遇改善と銘打っておきながら、実際には介護従事者のほうになかなかいかないというおそれもおそれとしてはあるのではないかと私なんかは考えるわけなのですけれども、そこでこれは総括質疑ですので、大まかなこ

としかお伺いしませんけれども、そういった介護従事者の実態の待遇改善が図られるように、例えばこの条例を制定することによりまして今後市内にある介護事業者等の市独自の実態調査を実施するなどの何らかのこの条例の趣旨が没却しないようにするような対応というものも今後検討していかなければ、なかなかこれだけでは担保されないのかなというふうに思うわけでありまして、その点につきまして、総括質疑として最後の質疑になりますけれども、この点について市の大まかな考えだけご答弁願えればと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 実際に報酬の改定が介護従事者の賃金アップに結びつくものかということの考え方でございますけれども、国といたしましては今回3.0%改定をして、これによって介護従事者の賃金を月2万円程度アップさせたいのだと、そして人材としては10万人程度の介護人材の増加を目指すのだということが趣旨であります。そのような状況でございますから、この目的からいましてしっかりと介護事業者、サービス事業者に対しましてはそういった通知指導がなされるものだろうというふうに考えていますし、また介護サービス事業所におきまして当然その趣旨をかながみまして、そしてやはり人材というのが経営する上で一番大事ですから、そういった趣旨にのっとった対応を図るのではないかなというふうなふうに考えております。

また、実態調査というお話がありましたけれども、この各事業所の賃金関係につきましては労働基準監督局、監督署ですね、そういったところで調査もありますけれども、これについてはあくまでも最賃を下回っているかどうかというふうなところで、それ以上の高い安いという調査ではありません。ですから、賃金関係がどういう実態にあるかというのはなかなかわからないわけですが、そこでその実態調査をやったりすべきでないかなというふうなお話もありましたけれども、市でも市で許可をするそういった事業所について事あるときには調査指導を行うことができることになってございますけれども、これについてもあくまでも指導の調査基準というのがありまして、そこでは設備運営基準、あるいは居宅介護のサービス費のそういった不正がないか、あるいは場合によってはそういった処置の報告等を求めるということで、実際その中身に入って人件費の平均が幾らだとか、高い人で幾らだとか、安い人で幾らだとか、そこまでの市としての権限もございませんので、これは当然その各事業所におきましてそれぞれこの趣旨をかながみて適正に措置されていくものというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 再質疑でやめるつもりだったのですがけれども、今も答弁あったのですがけれども、答弁の中でも再三繰り返しになりますけれども、やはりこの条例の趣旨、目的というものが先ほども答弁にありましたように介護従事者の待遇改善と国、答弁にもありましたように国としては介護従事者の2万円程度の賃金をアップさせたいと、それから10万人程度の雇用を創出したいというお話で、それでやはり信用しないわけにはいかないの

ですけれども、ただ事業所さんもなかなか厳しいという現状もありますし、こういった介護の大変さというのはだれもが今までのマスコミ等の報道によって知っていることですし、これに銘打っての対策というものを国が示してきた中で、権限がないのはもちろん承知しておりますけれども、権限がない中でもやはり、これは強制できませんから、権限がないわけで、強制はできないのですけれども、やはり砂川市内にも介護の資格を持っていて、介護の仕事がきつから離職されてしまうという方も少なからずいらっしゃるという現状も耳にしたりするものですから、この条例がしっかりと機能して、介護従事者の待遇改善が図られるような施策というのはやっぱり市独自で私は考えていくべきではないかなというふうに思うのですけれども、今聞いてすぐにすぐやりますとかという話には多分ならないのでしょうけれども、その辺についてのもうちょっと市内の介護業者さんとの連携を密にするとか、意見交換をするとかということも考えていかれてはいかかかなと思いますので、その点についてだけ再々質疑ということで、本当の最後の質疑としてお伺いします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 ただいま議員のほうから条例の趣旨というお話がありましたけれども、これはあくまでも報酬をそういった目的で3%引き上げる、そのことによって65歳以上の方々の保険料が上がると。その上げるのを急激に上げる、上昇するのを少しでも抑制しようということで、背景としてはそういった人材確保というのがありますけれども、この条例の制定の趣旨はあくまでも第1号被保険者の急激な保険料の抑制するのだという交付金があって、その基金の条例でございます。そのようなことから、2回目でご答弁申し上げましたけれども、そういった事業所に対するそういった実態調査等、それらについてはご答弁したとおり市町村でできる範囲というのが限定されていますので、人材確保の観点からのそういった調査等につきましてはできませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 （登壇） ただいま武田議員が従事者、介護従事者の点でのいろいろご質疑がありましたが、私はまずこの議案第15号の総括質疑として、国はこの介護報酬引き上げに伴う介護保険料値上げの激変緩和措置として全体で1,154億円で基金を創設して、介護保険に、会計に投入するというので、今回この条例が提出されているのですけれども、この介護保険制度が導入されて10年たつのですが、だんだん受益者の負担が重くなる一方で、介護サービスの内容が使いづらくなっているという実際の声が多いということ、それと健康なお年寄りの方は払いつ放しで、もう戻ってくる何物もない。いろんなさまざまな介護保険についての不満の声というのは耳に入ってくるのですけれども、今回この条例は本当に条例の言っているこの題、介護従事者処遇改善ということで、本当に何となく、武田議員も触れていたのですが、介護従事者の処遇、待遇改善のほうにということの条例なのかと思いましたが、よくよく見たらまず保険料、介護報酬というのはまた

別のところから3%ということを出されて、それに対して、それに伴っていろいろなサービスがふえるわけですから保険料がはね上がると。そのために緊急措置をとるということに今現在なっているということでこれが出されたと思うのですが、今後、今回のは3年の期間ですから、例えば今後介護従事者の待遇改善を進めようとしていろんなことを整備していった場合に、この3年後また必ず保険料にはね返ってくるということになるのではないかと、その都度この緊急措置をとるための条例づくり、そういったことが行われてこれからいかに得ないのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

それと……まず1点目にその点をお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 保険料の抑制ということで、ご承知かと思えますけれども、65歳以上の方の1号の、1号と言っていますけれども、65歳以上の方々の保険料につきましては先ほど国、道、市が2分の1、そして40歳から64歳、65歳という区分で2分の1というお話もしましたが、65歳以上の方々の負担割合なのですけれども、これにつきまして平成12年、スタートしたときは全体の17%を65歳以上の方が負担しなさいと。3年置きにパーセントが1%ずつ上がってまいりまして、21年度からは20%という、そういった負担割合がございます。そのようなことから毎年そういう負担からいきますと、被保険者の数によりまして、月額が上がってきたというような状況でございます。

また、今後これらのこういった交付金、あるいはこういった制度がどうなるのだということでございますけれども、これらにつきましてはあくまでも厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会、そこらで介護報酬がどうあるべきかという諮問があって、協議をして、そして答申をするということでございますから、今ここで、では3年後どうなるのかというような状況についてはご答弁申し上げられないということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 これは、なかなか国が決めていることなので、自治体として担当は大変だという思いをしておりますが、まず先ほど武田議員が介護報酬の3%、それで政府はこれによって介護従事者2万円給料アップすると、そういうことを盛んに宣伝していたわけですが、それで、そっちのほうでそのようになるかと、すぐにでも2万円が付加というか、プラスされるのかという、そういう内容の宣伝が広くされているわけです。そういうことで、それがなかなか今聞いてみたらすべてのいろいろなサービスのことでその3%が振り分けられるので、決してそういうことにはならないと。一般的にはこの3%では全然底上げにならないということなのです。せめてやっぱり5%の介護報酬改定にならないと、介護従事者の賃金の保障というのはされないという計算をされているのです。そういうことでは、やはりもっと先ほど武田議員が言ったように従事者の実態を調査しまして、だつて

砂川市が保険者なのですから、やはりそういう介護の現場で大変な思いで働いている人たちのやはり声をきちんと聞くということは、そしてそれをやはり国に上げていくことが必要だと思うのです。今度の2%報酬が上がったのもやはり介護従事者の方たちのいろいろな声が国の政策に後押しをして、これ運動のあって、この2%10年ぶりに上がるのです。そういうことで、一方では従事者上げるのはいいのですが、それが今の制度のままでしたら従事者や、それから基盤整備がきちんとされると、介護保険の中でやりますからどうしても保険料にかぶさってくるわけですね。それをこのぐらいの国保の緊急措置で本当に激変緩和になると思われるかどうか、担当者としてはどのようにとらえているでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市民部長。
○市民部長 井上克也君 介護報酬の引き上げ3%でございますけれども、これはご承知のとおり介護報酬が上がっていけばその分それぞれ負担もふえてくるというようなことで、当然その保険料にはね返ってまいります。したがって、人材の確保、人件費だけ着目しましてどんどん、どんどん上げていけば、それぞれ負担がふえるというようなことがありますけれども、いずれにしても報酬の改定ですから、現在の介護報酬を今後どのようにしていくのだということについては、先ほど言いましたしっかりとした国の機関で協議が今後ともされてまいります。

また、これらについては、自治体として一体どういうスタンスでいるのかということでございますけれども、このことに関しましては北海道市長会では今年度、平成20年度でありますけれども、国並びに北海道に対しまして次期平成21年度の介護報酬の改定に当たっては保険料の水準に留意しつつ適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため都市自治体の意見を十分踏まえて、適切に報酬改定されるようにということで要望もした経過がございます。このようなことから自治体としましては、あるいは市では、保険者といたしましては、こういった市長会等を通じまして、それぞれ必要がある場合には都度要望を上げていきたいというようなことで、繰り返しになりますけれども、市担当の者が直接その事業所に出向いて行って、賃金についてこうせいあせいという状況にはございませんので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 最後の質疑をさせていただきます。

武田議員もそうなのですけれども、私も決して人件費、いろんな事業所の人件費についてどうのこうのすれというような、自治体としての権限をもってやれとか、そういうことではないのです、内容として。まず、本当に砂川市で働いている方たちの介護そういう事業所の人たちの実態調査、アンケートでもいいですよ。そういう中身をやっぱり市として、保険者として把握する必要があるのではないかとということで、その必要性というものを訴えているわけです。

それで、この介護保険料、先ほど部長の答弁で09年度は全額国庫補助、それから10

年、次の年は2分の1、では3年目はとなるとともに戻るといふ国のそういう指導というのですか、中身なのですけれども、砂川市としては本当に介護負担の、介護保険料の本当に費用が負担になっている層というのはどんどん広がっているのではないかというふうに思うのです。その辺の介護費用、保険料の引き上げに伴ってどのぐらい本当に皆さんに影響与えるかということで最後お伺いしたいと思います。それと、先ほど事業者の内容をやはり調査するということに対する考え方ですね、そのことについて最後にお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 提案の際にご説明申し上げましたとおり、国ではこの交付金につきましてその3%で引き上がるであろう額の平成21年度については2分の2といいますから10割、平成22年度は2分の1、50%、そして3年後の平成23年、それについては国の措置はありませんよということでございます。そんなことから、先ほど107円という言い方をしましたけれども、実質国の考え方でいけば21年度は107円相当、そしてまた2年目の22年はその半額の54円相当、そして23年はゼロということですから、3年間ベースでいきますとこれら計算しますと53円程度がということになりますけれども、いずれにしても先ほどお話ありましたやっぱり趣旨にかんがみて各事業所にとお話をありますけれども、例えばの話でございますけれども、やはり事業所がですべて経営状況がどうなのかといいますと、やはりその事業所によっては人材も多く確保され、そしてサービスのそういった事業展開もどんどん、どんどん進展しているところ、あるいは企業によっては、事業所によっては思ったほど、計画していたほどなかなかサービスの仕事が回ってこない、いろんな状況があると思うのです。そういう中での各事業所でもって今決定しているその全体のものが国としてもやはり介護従事者についてはやっぱり総体的に低いというようなことから、こういった報酬でもってそれを何とかカバーしようという趣旨でございます。そのような趣旨をぜひご理解いただきたいと。また、ご承知か、ご存じなのでしょうけれども、そういった趣旨でございます。くどいようですがけれども、市が直接そういった事業所に指導、人件費の面で指導する権限はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

議案第1号から第7号までの総括質疑は午後1時から行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

議案第1号から第7号までの一括総括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、平成20年度一般会計補正予算について総括質疑を行います。

平成20年度一般会計補正予算のうち、定額給付金にかかわる点について伺います。定額給付金をめぐっては、皆さんもご承知のとおり、長きにわたって国会等でその支給の可否を含めていろいろと議論が重ねられてきました。3月中旬には国会においても定額給付金を支給するために必要な法案が通り、定額給付金の支給が決まりました。定額給付金の支給については、いろいろな方面から今でも異論があることは承知しておりますが、支給が決まった以上定額給付金を待ち焦がれる市民も多いと聞いております。砂川市にとっても総額3億円を超すまとまったお金が市民に還元されることはめったにない機会でありますので、このお金がうまく市内で使われて、市内経済の底上げにつながってくればという期待もしております。せっかくまとまったお金が市民の手元にわたるこのチャンスを生かし、みすみすよそのまちで使われしてしまうことがないように工夫も大切だと思われま。市民の手に渡ったお金を少しでも市内消費活動に振り向けてもらえれば、他地域同様に冷え込んでいる市内の経済に元気づける一助になると考えられますが、砂川市として定額給付金支給による市内経済効果の影響、さらには市内経済に還元され、市内経済が活性化されていく方法についてどのように考えているか伺います。

以上のことを伺いまして、1回目の質疑とします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） ご質問ありました定額給付金の市内経済、または効果に関する関係ですけれども、当市3億413万2,000円の定額給付金給付費に伴う地域経済に及ぼす影響でございますけれども、米国発の金融危機から日本経済は100年に1度と報道されるような景気後退下となっております。このことから、総務省の見解と同じく市民への生活支援と地域経済対策に資するものとして実施されるため、ご質問いただきました景気対策としての地域経済の振興策も定額給付金の目的となっているところでございます。定額給付金の給付により、地域経済の振興に役立つか、その影響につきましては、当市は市民の皆様へ定額給付金を一日でも早く給付するように現在市役所1階南庁舎に設置いたしました定額給付金事務室で給付金を給付する準備作業を進めております。3億円を超える定額給付金を全世帯に給付することによって、市民の皆様が定額給付金で市内でお買い物をしていただきますと市内商店会を含め日本の経済界全体の刺激が、景気が刺激されまして、内需拡大により実質経済成長率の押し上げが大いに期待されているところでございます。当市の商業界、建設土木業界、飲食業界などご商売をされている方々

すべてに影響を与えますので、口座振り込み後は貯蓄などに回ることもありますけれども、総務省では定額給付金の4割が仮に消費に回ることと予想しますと、実質経済成長率が0.2%分押し上げると試算されてございますし、定額給付金が貯蓄に回らないですべて消費に回ると実質経済成長率は0.4%まで上がることとされております。今後消費動向に注目しているところでございます。不況、不景気になりますと、市民の皆様、消費者の皆様に節約などと生活防衛的に買い控えや消費減退が必然と広がりますので、定額給付金は地域経済に及ぼす影響は大きいと認識しております。定額給付金給付後は、どうぞ市民の皆様、地元でのお買い物や消費をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

市内経済に及ぼす影響でございますけれども、既に砂川市はプレミアム商品券ということで昨年既に実施している経過等もでございます。今回この定額給付金で管内の市町村でもこれにあわせた形で、経済対策ということでプレミアム商品券の発行等など検討しているところもでございますけれども、砂川市はいち早く管内でも昨年の8月ごろにこの構想を立ち上げてまして、昨年11月28日にプレミアム商品券を発売し、既に12月1日から2月末までの使用期間で実施してございました。現在まだ換金の枚数につきましては96.1%ということで、既にお買い上げいただいたプレミアム商品券の換金が今週の3月13日までとなってございまして、まだ残り426枚が市内のお店等でまだ換金がされていない状況でございます。今後につきましては、これらのプレミアム商品券の使用の店舗数だとか、それから関係先など調査を検討いたしまして、次期商工会議所さんとともども関係機関の皆様と協議検討をしてみたいと考えてございます。今回の定額給付金につきましては、既に砂川市は実施して、まだその経過も出ていないということから、今回の定額給付金については直接口座振り込みということで、現金で皆様引きおろしをさせていただいて、市内で買い物をしていただくということで考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 市内に3億400万円弱のお金が回り、それが市内経済の底上げにつながっていくのではないかという期待もあるわけでありましてけれども、やはりなかなか個人とはいえ、個人単位では普通の人で1万2,000円、65歳以上と18歳以下で2万円ですか、そういった方々に支給されるお金でまとまって市内全体で3億円というお金はなかなか今後こういったようなこともないのかなというふうに思うわけですから、ぜひとも市内経済が潤うような形で、もちろん強制はできませんし、使う方の自由意思がありますので、その辺については市としてもお願いというか、そういったような形で支給をしていただきたいなと思います。

1点だけ、確認という意味で再質疑させてください。先ほど2つ目の答弁でいろいろとプレミアム商品券等のお話がありましたけれども、定額給付金については現段階では考えていないと。私も多分そういったことで承知していたものですが、一応内部的にこの定額給付金を支給する段階においてそういったものを、あのときは50周年のプレミアム商品券ですか、市制50周年のプレミアム商品券でしたけれども、そういったものを内部的に検討された経緯というものがあつたのかどうかということだけで再質疑としてお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 昨年市制50周年記念のプレミアム商品券につきましては、商工会議所さんのほうからそのようなご提案もいただきながら、協議検討させていただいたところでございます。プレミアム商品券発行に当たりましては、砂川商店会連合会のほか砂川飲食店協会、それから砂川建設協会、それぞれのたくさんの関係団体の方に呼びかけを行いまして、消費者の方々がこの商品券を買った後、各方面で利用されるような形で検討したところでございます。昨年実施したこの市制50周年記念のプレミアム商品券につきましては、先ほど1回目でご答弁したとおり、既にすべてのお店からの換金がまだ集計されてございませんので、今後昨年実施したこれらのプレミアム商品券の消費動向等々検討して、次回に向けて商工会議所さんとさらに市内の商店街の経済活性化のために実施方検討に入りたいということで考えてございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 総括質疑として定額給付金の件に関してはわかりました。この後の委員会もありますので、細かな点については委員会のほうでお伺いすることとします。

以上で終わります。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 総括質疑をさせていただきます。私は、一般会計と、それから病院会計の補正予算についての総括質疑を行いたいと思っております。

まず、一般会計のほうなのですが、私は地域活性化・生活対策事業に要する経費の関係で総括的に質疑を行いたいと思っております。予算書にいろいろな事業が載っておりますけれども、1億2,000万以上というこちらのほうもまとまった金額での交付金でありまして、この今回事業を選択した基準というのか、どのようなことでこの予算書に載っている事業が選択されたのかをまずお伺いしたいと思います。

それから、2点目としましては、このたびの平成20年度の国の第2次補正予算の関係で、今回の補正予算大分出ているわけですが、中身がこの平成20年度の予算であつたり、同じ国の第2次補正予算の中でも年度をまたがって平成21年に執行されるような予算もあるように思っているのですが、これ一度整理をしていただいて、国の段階としては平成20年度の補正予算という形で出てきているわけですから、この辺のと

ころを事業別、余り詳しくなくても結構ですけれども、国での平成20年度の補正予算がどのようにうちの砂川市の予算で振り分けられているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、一般会計最後なのですけれども、先ほど言いました国のほうの第2次補正予算というのは、非常に大きな地方にとっても予算が組まれてきているわけなのですが、実は実際は国税としては減収が約7兆円以上とも言われている、そしてまたその影響で実は交付税も約2.7兆円が減額になっているという現状でありながら、国のほうは地方対策あるいは雇用対策ということでかなり大きく補正をとってきているわけなのですけれども、ただその財源としては埋蔵金であったりとか、そちらのほうから4兆円、あるいは実際は借金をして7兆円で、それを財源分にして第2次補正予算を組んでいるという状況にあると思うのです。この第2次補正予算、地方にとってはある程度まとまったお金が入ってくるのはいいのですけれども、結果的には国のほうとしては借金をしながら地方にお金を、あるいは定額給付金で国民に配っているというような状況になるわけですから、決してこれから先の状況というのは甘いものではないのだろうというふうに思うわけです。それで、砂川市として、この国の方向性はもう仕方ないですね。ただ、砂川市としてはもろ手を挙げて喜んでいるばかりではいけないのではないかとこのように私は思うのです。少し大きくなりますが、総括質疑ですので、今後の地方財政、これが一体どんなふうになっていくのか、その辺を予想をどのようにされているかということになるのですけれども、お伺いをしたいと思います。

続いて、病院事業会計なのですけれども、このたびの病院事業会計、先ほどの提案説明では触れられていないのですが、実はしっかりとこの予算書を見ていきますとこれまでになかったような病院の補正予算になっています。それは、これまで砂川市立病院は優良な自治体病院として黒字経営を行ってきたのですけれども、先ほどの補正予算を見ますと8,192万7,000円の欠損が出ているということになっています。この理由というのはいろいろあると思うのですけれども、小熊病院長もよくいろいろなところで話されたり、書かれたりしていますけれども、診療報酬が大幅に削減したり、あるいは医師の不足で道内の自治体病院が約7割も赤字経営と言われているということなのですけれども、その中でも砂川市立病院は黒字経営を行ってきたわけです。ところが、今回の補正予算を見れば8,000万以上の欠損金が出ているということになっています。実は、今市立病院は新病院建設に着手したばかりでありまして、この時期でこの欠損金というのは非常に心配なわけです。補正予算を見てみますと、医業収益が平成20年度の当初予算に比べて約7億円減ということになっているのです。さらに、もう少し見ていきますとその主な要因というのが外来、入院収益の減少ではないかというふうに思っています。そこで、具体的にお伺いしたいのですけれども、まず1点目には外来収益が当初予算よりも5億円以上、正確に言えば5億967万6,000円、5億円以上もの減少が見られます。そして、2点目は、

この入院収益についても1億8,000万以上もの当初予算と比べて減ということになっています。それぞれのその理由をお伺いをいたします。そして、3点目には、医業収益に対する給与費の割合です。いわゆる人件費なのですが、これが補正予算では55.4%というふうに高い数値になっているのです。当初予算の医業収益に対する給与費の割合を計算してみますと51.7%だったのです。補正予算になって4%近くも上がってしまったということになるのですけれども、その辺の原因についてもお伺いをいたします。

1回目の最後の質問になるのですけれども、自治体病院というのは不採算部門をどうしても抱えなければならないので、経営というのはとても厳しいということは理解しているのですけれども、最近多くの市民の皆さんから市立病院が新しくなるのはとってもうれしいのだけれども、経営は本当に大丈夫なのとよく聞かれています。そんなときにこの補正予算なのですけれども、私が今8,000万以上の欠損出ましたというようなお話をしてしまいましたけれども、このニュースが出ていけばその市民の皆さん方の不安はより一層大きく広がっていくのではないかとこのように思っています。ここでこの補正予算の8,100万円の欠損は欠損としてなのですが、今後どうこれをしていこうとしていくのか、今後の対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから一般会計補正予算における地域活性化・生活対策臨時交付金の事業選択の基準についてご答弁を申し上げます。

地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、急激な金融経済情勢の変化に対応し、国民生活と日本経済を守るため、昨年10月30日に決定した生活対策において地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるために交付するとされ、国の第2次補正予算に計上されたものであります。昨年12月に地方活性化・生活対策臨時交付金制度要綱案が示され、地域活性化等に資する地方再生戦略、生活対策に対応する事業を行うため、地方公共団体が策定した地域活性化・生活対策実施計画に基づく事業に要する経費に交付するものとされました。交付対象事業は、国庫補助事業については第2次補正に計上されたものであり、地方単独事業については10月31日以降に実施されるものとされましたが、砂川市としましては該当する補助事業がないため単独事業が対象となるものであります。実施計画の策定につきましては、昨年末に空知支庁から実施計画計上見込額の提出を求められたことから会議を開催し、各部長に事業内容の説明を行うとともに、対象となる事業は地方再生戦略、生活対策に対応する事業ということで、幅広い分野の事業が対象となりますので、各課に対して事業要望の提出について周知を図ったところであります。その後内閣府から実施計画案の提出を求められましたので、各課から提出された事業についてヒアリングを実施し、その中から施設整備の整備など社会資本ストックの長寿命化及び環境対策等を図ることができ、かつ補助制度、起債制度がなく、今後においても一

般財源により実施しなければならない事業など総合的な判断による選定を行い、実施計画案を策定して内閣府に提出したところであります。実施計画案は、北海道、内閣府において内容の審査が行われ、2月6日に実施計画として提出したところであります。

続きまして、国の20年度第2次補正予算における砂川市の20年度補正予算、21年度予算の代表的なものについてでございます。国の平成20年度第2次補正予算は、金融経済情勢の変化に対応するため昨年10月に決定された生活対策及び12月に決定された生活防衛のための緊急対策を実施するために必要な経費の追加を行うものであります。砂川市の対応につきましては、平成20年度補正予算として、1つ目として景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対応するための家計への緊急支援を行い、あわせて地域の経済対策に資するための定額給付金給付事業、2つ目として子育て家庭に対する生活安心の確保を図るための子育て応援特別手当支給事業、3つ目としましては介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため交付金により基金を設置して、被保険者の負担の軽減を図るための介護従事者処遇改善臨時特例交付金の積み立て、4つ目として地域活性化等に資するインフラ整備を実施する地域活性化・生活対策事業を計上しております。また、21年度予算としましては、1つ目として安心、安全な出産の確保として妊婦の健康管理の充実、妊娠、出産に係る経済的負担の軽減を図るため妊婦健診の公費負担の拡大を行い、2つ目として地方消費者行政活性化として地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現のため消費生活相談窓口等の機能強化を図ることとしております。また、今後につきましては、地域における雇用機会の創出を図るため、雇用失業情勢の厳しい地域において地域の実情に応じて地域の雇用再生のため地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図るふるさと雇用再生特別基金事業、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供する等の事業を実施し、生活の安定を図る緊急雇用創出事業などがありますので、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後でございますけれども、2次補正、今回の2次補正における地方財政への影響というご質問でございますけれども、20年度の地方財政計画につきましては前年の12月から1月にかけて総務省のほうで計画の策定がされます。そのときにそれぞれ地方交付税の原資となる国税五税の見込みとかそういうのほかに地方でかかる経費等、これらを総体的に見る計画でございますけれども、その計画で見ている額よりも、先ほど小黒議員が申しておりましたけれども、国税五税の分が大幅に計画よりも落ちてきたという実態がございます。この国税の大幅減がそのまま続きますと、地方交付税自体が計画どおり地方に出すことができないということから、国のほうでは赤字国債を発行しまして、この交付税の穴のあいた部分については総額2兆2,730億ほど追加をしております。これは、あくまでも赤字国債の発行でございますから、これらの返済につきましては平成23年度から平成27年度、この5カ年にかけて返済するというふうになってございます。

ちなみに、各年度の交付総額から各年度ごとに2,482億円を減額して交付するというふうになってございます。

それと、もう一点でございますけれども、この交付税のかつて18年以前ですが、この原資が不足した分についても特別交付税の特会で借入れをして賄ってきた分というのが別建てにございまして、この分につきましては平成18年度で53億ほどございました。これについては、地方と国で折半して返済するというふうになってございまして、この分につきましては地方の分としては33億から34億ほどございまして、これについては19年度から返済をするという計画でございましたけれども、景気の後退によりこの交付税が確保できないということで、19年度と20年度はその返済をしないで先送りにしたという経過がございます。その分につきましては、22年度から返していくと。22年度から平成の38年度までに返していく分については34兆円ですか、ほどございます。これらを加味すると、ある程度このままとも返済をしていくと地方交付税というのはパンクしてしまうというか、地方がパンクしてしまうので、このとおりにいくのかどうかというのは難しいところも現実にはございますけれども、計画上はこういう状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから外来収益、入院収益それぞれが減少した理由、さらには医業収益に対する給与費が高くなっている原因、今後の対策について4点ばかりご質問ありましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、収益の状況であります。平成18年度診療報酬のマイナス3.16%改定がございまして、さらに全体的な受診抑制などによる患者数の減少が大きく影響している中、20年度補正予算では収益で3億1,464万7,000円減額し、収入総額を105億267万3,000円、費用で2億3,272万円減額し、支出総額を105億8,460万円とするもので、当年度純損益といたしまして8,192万7,000円の欠損を見込んだところであります。外来収益の減少理由であります。当初予算では年間患者数を25万9,700人、1日平均で1,060人と計画いたしましたが、患者数の状況から決算見込みでは年間患者数25万6,687人、1日平均で1,046人と3,013人の減少を見込んだところであります。平成21年2月現在の初診患者数は2万6,336人、前年同月では2万6,628人、最新患者数は20万7,827人、同月、前年同月では20万9,515人となっており、初診患者数は前年同月とほぼ同じであります。最新患者数につきましては長期投薬等により減少となったところであります。また、平成20年10月より全面的に院外処方を実施したことから、院外処方実施前の月と比較し、一月当たり約8,000万程度の減収となっており、1人当たりの診療単価も院外処方実施前の約1万2,900円から院外処方実施後には約9,600円に減少したため、5億

967万6,000円の減額補正をしたところであります。

次に、入院収益では当初予算で年間患者数を14万8,555人、1日平均で407人と計画いたしました。が、患者数の状況から決算見込みでは年間患者数14万1,730人、1日平均388人と6,825人の患者数減少を見込んだところであります。平成21年2月現在の患者数は12万7,969人、1日平均383.1人で、前年同月13万3,718人、1日平均399.2人と比較しますと5,749人の減少となっております。診療単価につきましては、20年11月からの入院医学管理料の算定及び薬剤管理指導料の算定増により4万4,485円から4万5,333円と848円の増額としておりますが、延べ患者数の減少によりまして入院収益が減少することから1億8,341万2,000円の減額補正としたところであります。

次に、人件費割合が高くなっている理由でございますが、当初予算では新病院の改築に向け医師の確保、看護師の増員、医療技術職員の確保等を見込んで予算計上したところであります。が、看護師の育児休業、年度内退職などから給与費で1,078万9,000円の減額補正としておりますが、職員給与費対医業収益比率では収益の減少から人件費割合が高くなったところであります。

最後ですが、今後の対策であります。が、今後の健全化へ向けた対策につきましては、2月に公立病院改革ガイドラインに基づいた市立病院改革プランを策定したところであり、改革プランでは経営効率化に係る数値目標の基本指標といたしまして経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率を設定するとともに目標達成に向けての取り組みを掲げております。具体的な取り組みといたしましては、DPC、いわゆる診断群分類別包括支払い制度などの実施による収入確保増加対策、経費節減抑制対策、その他の対策を定めており、これらを計画的に取り進めることにより経営改善が図られるものと考えております。なお、改革プランの実施に当たりましては、職員全体の意識改革が重要となりますので、職員が経営に関する共通認識を持ち、これはいわゆる経営情報の開示や具体策の実施に向け、各職種から成る検討会議を設置し、協議実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 小黑議員。

○小黑 弘議員 議案がまたがっての質疑になるので、ちょっとあっちいたりこっちいたりしてしまうのがつらいのですけれども、まずは地域活性化・生活対策事業の関係なのですけれども、余り細かいところは特別委員会ということになるのですけれども、事業の中身を見ていくとほとんどごみ処理場が大きいのかなと、あとは団地の改修とかですね。ただ、この中で低公害車の共用車を買うとか、図書館の管理システムの購入とか、どうも仕事に結びつかないようなので使っているような感じがするのです。もともと公用、共用車なんていうのはどこかで買う予定があったのだろうとは思っています。図書館の蔵書管理システムだって当然そのうちの年度の中では買おうと思っていたということで、そも

そもこの今回の地域活性化・生活対策事業というのは一体どういう意味合いのお金なのかなというふうなことが先ほど部課長で話し合っただけでこの事業を決めていったというお話があったのですが、砂川市の方向性というのがちょっと見えづらいのです、私には。このごみ処理場の関係もついこの前の社会経済委員会の中でやっと出てきた問題だったように思いますし、その中での早い緊急度というのがあって、緊急度の一番は調整池のシートの施設工事ぐらいなところだったような気がするのです。私は、これからの砂川市にとって何が一番今大事なのかというようなところの果たして市内での議論があった上でこのメニューができてきているのかなというふうにちょっと思うのです。1億2,000万円以上今まで予定していなかったお金が入ってきたわけですから、これを小出しに細かく使っていくのか、まとめて今までやれないようなものに使っていくのかというのは非常に大きな判断であったのだらうとは思いますが、実は私は、つい最近市長も新聞で述べられていたのですが、ずっと案件であって、例えばです、スマートインターチェンジの取り付け道路をやってみようかというようなこととか、小中学校の耐震診断の前倒しをやってみようかとか、あるいはあした一般質問しますけれども、予算がなくなったスイートロードの事業をここに充ててみようかとか、そういう考え方というのは一つも出なかったのでしょうか。なかなかやれない事業をこの際やってみようかということもまさに地域の活性化につながっていくのではないかと私は思っているのですけれども、その辺のところその部課長の会議の中でこの地域活性化・生活対策事業というのがどういうメニューをつくらうかといったときに全然出てこなかったものなのかどうか、その辺をお伺いをしたいと思っています。

それで、緊急的に決めなければいけなかったのかもしれないのですけれども、議会にも何もこの話はなかったのです、実は。総務文教委員会でもこういう話はあるのだけれども、かなりもう時期が切迫していかというお話があったりとか、せつかくの地域活性化や生活対策事業ということであったのですけれども、市の内部でただ決めていかれて、今回のメニューがあるというようなことになるわけですが、先ほど算定するメニューを決めていく段階で一体どういうふうになってちょっと中身がよくわからないのです。どこを目標として今回このお金を使おうというふうにしていったのかというのをもう少しわかりやすいようにお話をいただければと思います。

次に、補正予算の関係で、これ何でまた国のほうは第2次補正予算、つまり補正予算ですから年度内で何とか使おうということが本来のことだと思うのです。そこで使い切れなければ繰越明許、今回これやっていますけれども、それが普通の予算なのだろうと思うわけです。20年度の補正予算で出てきたのなら、うちも20年度の補正予算で使っていく。年度内でできないのだったら繰越明許をしていく、このような流れがあるはずだと思うのですけれども、平成20年度で出てきているのは3点ぐらいのものですよね。それ以外には21年度とたしかお話あったと思うのですけれども、いわゆる緊急雇用みたいなも

のは来年度にということになるわけですがけれども、実際砂川市でも、どこまで言ったらいいのでしょうか、うちのまちではないのですけれども、今まで活発に企業活動をしてきた大きな企業が生産停止になっていたりとか、あるいは自宅待機になっていてというお話も聞いてまして、多分に砂川市内に住んでいらっしゃる方も多い企業だと私は思っているのですけれども、その辺に対してのいろいろな砂川市というのは平成21年度に回してしまっても大丈夫なような雇用の状況というのはそういう状態なのかどうかなのですけれども、20年度の補正でやればそれだけ早くということも考えられるのかなというふうにも思いますので、その辺のところをお伺いします。

一般会計の最後ですけれども、本当に前から国も地方も借金だらけだと言われていたのです。それで、地方もかなり行財政改革をしながら、もう本当に詰めて詰めてやってきたのですけれども、幾ら100年に1度の経済危機だといいいながらも、余りにも今のこの浮かれに乗って行ってしまった後、大変な状況が来るというのは今総務部長がおっしゃっていたことだと思うのですけれども、だからこそこれからまた21年度の予算が国が通ったとしてもすぐ大型の補正予算が組まれるようなお話もありますよね。これが20兆だとか30兆だとかという話が今から出ているわけですがけれども、当然地方にも大きなお金、大きなお金といったってこれどうせ借金で国がやってくるのでしょから、最後は何年かたったら地方交付税を少なくさせて、地方が困るという構図だと思うのですけれども、つまり先食いをしてしまっているのです。だからこそ、この一つ一つの事業を検討を加えて、検討も検討、もう本当にしっかりと検討を加えながら事業を実施していかないと、先になって予定していたものができないぞという可能性もあるわけです。そんなような意味も含めて先ほどの地域活性化・生活対策事業のメニューのこともお伺いしているのですけれども、そういう現状をもう少し私たちにもはっきりとお知らせをしていただければなというふうには思っているのです。先ほどのご答弁では国の状況というのはわかりましたが、それに受けての砂川市のこれからということやっぱり大事な情報になってくると思うのです。その辺もう少し詳しくあればお答えいただければというふうに思っています。

さて、病院なのですけれども、本当にこちらのほうが大変なことになってきました。これまでも市立病院は、最近ちょっと収支がよくないなというようなことは感じてはいたのです。少し調べてみますと、平成15年は約2億円の純利益でした。16年も2億円を超えるほどの純利益が出ていました。17年ぐらいから厳しくなってきたのですけれども、平成17年は約8,000万に減りました。18年、19年度は500万の黒字という状況になってきていたのです。正直なこと言いますと、先ほどの対策の関係ですけれども、ほとんど今まで聞いてきたことと同じような内容です。それで、各議員もこの本会議場あるいは総務文教委員会で収支報告がなされるたびに本当にこれから大丈夫なの、どういう対策が打っていかれるのですかというのは何回も何人も聞いてきているのです。でも、そのたびにやはり同じようなお答えだったような気がします。あるときは、7対1看護にな

れば相当収益が上がって、これから好転するだろうというお話が何年か続いてきました。でも、実際その結果を見ていったときに、本当に収益が上がってきたのだろうかとはちよっと疑問に思っていました、それが収益が上がってればこの平成20年度の補正のように8,000万もの欠損が出るなんていうことにはならなかったのではないかなと思うのです。先ほどの今後の対策ということをお伺いすると、次はDPCというのが相当ポイントになるようですね。それによって収益がふえそうだと。普通でいけば7対1もうやっていますから、7対1とDPS、DPSではない、DPCがくれば、これはもう万端なかなという感じはするのですけれども、先ほど言っていたように7対1でそれほど好転したようには私には思えていませんので、本当にDPCでも大丈夫なのだろうかというふうに、これは私ばかりではないと思うのですけれども、相当心配をしています。そもそもそのDPCというのは、これからの我が市立病院の救世主になり得るのかどうかなのですけれども、今対策の一つとして事務局長そのようにお話をされたので、もう少しその根拠というか、砂川市立病院の今後のメリットとしてそこら辺をお伺いをしたいと思っているのですけれども。

外来そのものやっぱり院外処方というのが大きかったのかなというのはこれ理解できません。何と院外処方にすることによって月8,000万ですか、それだけが減っているのだということで、10月から始めて数えていけば4億8,000万にもなってしまうのですけれども、その分当然買う薬代も少なくなっているということにはなるのでしょうか。この外来あるいは入院の患者の減がかなり大きな今回の原因になってはきているのだろうというふうには思っているのですけれども、こころいに対しての対策ということもこれからしっかりやっぱり考えていかなければならないのかなというふうにも思うのですけれども、1つ具体的にお伺いしたいのは給与費の関係なのですけれども、確かに分母のほうが少ないとなれば、いや、難しい言い方してしまった、要するに医業収益が減ってしまったらパーセントは高くなるというのはこれわかります。ただ、今うちは相当お医者さんの数も、それから看護師さんの数もあると思うのです。いらっしゃるというふうにも思うのですけれども、ここが今現在病院経営に、経営的な問題ですけれども、圧迫しているというのは事実としてあると思うのですけれども、この辺の事情というのは何かあるのかどうかということなのですけれども、実はこの病院改築の特別委員会というのがあったわけです。議会でも市立病院改築促進特別委員会というのがありました。そのときに基本設計、基本計画を見せていただいたときに、平成22年の開院のときにお医者さんの数や看護師さんの数や、あるいは技師さんたちの数が一気にふえていくという状況を見て、特別委員の面々はこれ大丈夫かと、こんな急に人ってふやせるものなのかという話をしていたことがあったのです。今現状がもしかしたらそんな状況にあるのかないのかということなのですけれども、人件費の割合というのはずっとこのところ高く、こればかりは固定費ですから、何ぼ減らそうと思っても減らせないような状況はあると思いますので、その辺のところは2点

目で触れさせていただきたいと思っています。

それから、病院のほうの質問のもう一つなのですが、今新病院を改築中です。建てている最中です。新病院の開院後の中身をいろいろなところで見させてもらったりしていくと、これからは365日24時間ちゃんと救命のほうにはお医者さんがいて、とても安心できるような医療が行われていくということは、これは砂川市民にとって、あるいは地域の人々にとってもとても大きなことだとは思っています。それが救命集中治療センターということになると思うのですが、最近も都会では子供さん産む妊婦の人がたらい回しに遭ってとかという、本当にあってはならないようなニュースがたくさん飛び込んできますけれども、砂川の市立病院では周産期のセンターができたとか、非常に安心して子供も産み育てられるという状況は今あるし、これからもよりそこを充実させていこうということにはなっていると思うのです。まさに急性期の基幹病院としての機能を充実させていくということになるわけですが、でもそのことは今も言ったようにお医者さんや看護師さんや、それから医療のスタッフをふやしていかなければならないのですよね。ということは、まさに人件費をうちが、うちの病院が抱えていかなければならないということになるわけです。そしてまた、もう一つは、以前にもちょっとお話したのですが、中核病院なるがゆえにほかの病院にお医者さんを派遣しているのです。これも非常にいいことなのですが、ほかの病院にお医者さんを、いないお医者さんをうちからお医者さんを派遣するということは、そこにお医者さんがいなければ当然外来としてうちの病院に来てくれる患者さんがよその病院でうちの病院の先生に診察を受けることになるわけです。つまりその医師の派遣というのは、砂川市立病院の外来患者の減に直結してしまうということになるわけですが、私はもうこれから先こうやって8,000万もの欠損が出たこの段階から、入院では約7割です。外来では約6割の市外の患者さんに対してうちの病院がセンター病院、高度医療の病院を一手に担っているわけですが、でも、もし何かが起こってきたときには、これまさに砂川の市民がしょっていかなければならなくなるのです。私は、この5市5町の第2次医療圏のセンター病院を2万にもならない砂川市民が本当にすべてを担っていけるのだろうかと思うと、これは本当に大変なことだなというふうに実は思っていて、これからは国や道や、あるいは2次医療圏の関係の市町の皆さんにもこのセンター病院を維持して地域の医療に役立たせるためにやはり協力を要請していかなければならないというふうに思っているのですが、その辺の所見があったらお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 私のほうから2次補正の総体に関してご答弁を申し上げたいというふうに思います。

前段ですけれども、今回の国の景気対策でございますけれども、昨年の12月議会ですか、国の第1次補正による補正を行ってございまして、このときには教育委員会のFFストロブの取りかえということが国の第1弾の補正でございました。そして、今回が第2次補正ということで、これについても砂川市の該当が事業費で1億2,200万ほどございます。それと、国のほうで言うておりますのは、3段ロケットと申し上げまして新年度の中でも国のほうで対応していると。それと、最近政府与党の中で今までの1次、2次を含めた3段ロケットの内容では公共事業を中心としなかったと。といいますのは、平成3年ですか、バブルが崩壊した後に国のほうで公共事業をかなり景気浮揚策として行った経過がございます。ただし、多大な事業を行ったのですけれども、それほどの効果が生まれなかったという反省から、1次、2次補正の中身については細かく事業というか、趣旨が指定というか、方向性が出されておまして、例えば低炭素社会を進めていくというような考え方からエコカー、砂川市今までやりたいという意向はあったのですけれども、なかなか共用車の更新の中では経費が高くて取り組めなかったということがございまして、この項目に合致させて低公害車を今回購入したという経過がございまして、この1次、2次補正の中身というのは純然たる公共事業主体ではなかったというのは国のほうで申していることとございまして、恐らく新年度の中では、新年度の補正の中では国のほうで公共事業を中心とした事業が組まれるというようなことも新聞の中で報道されているところでございます。

それで、今回の2次補正でございますけれども、先ほど小黒議員さんのほうからスマートインターチェンジだとかの取り付け道路だとか耐震化とかというお話がございました。今回我々が目指したものにつきましては、まずこの中では補助事業については国で指定してございまして、砂川市で該当する事業はなかったということで、耐震化につきましては今耐震度を図ってございまして、3月末で数字が出てきますけれども、今内々で来ている数字によりますとこれは改築をしなければならないという状況になりそうところでございますので、新年度の補正の中で実施設計をやって、何とか来年度補助と起債で実施していきたいという考えがございまして。それから、スマートインターチェンジにつきましてもこれ道路財源がちょっと不明確になったのですけれども、その前の話では取り付け道路については補助対応になると。また、その補助裏については起債が見込めるという状況にございまして、今回事業採択に当たりましては補助がなく、起債がなく、なかなか地域の

要望があっても財源がなくてできなかった事業、例えば、特に教育委員会が多いですけども、蓄熱暖房の関係だとか、それから体育館の屋根の防水、前から水漏れがしたのですけれども、補助がなく、単費事業でやらざるを得ないという状況にあったというのもございますので、これらに取り組んでいきまして、主眼としては主にそういうところに置きながら、将来の先ほども申しあげましたけれども、財政が23年から厳しくなってくるというのを見据えつつ単独事業、どうしてもやらなければならない単独事業を中心に選んだところでございまして、1億2,200万ほどございますけれども、そのうちの8,000万ほどは地元企業でもできる事業というのを組み込んでございまして、ごみ処理場につきましても当初の計画にはなかったのですけれども、ごみ処理場の延命化計画、これを作成した中ではどうしてもこれだけの事業を単費でやらざるを得ないという状況にございまして、数年間で何とか苦しいながらもやりましょうかという状況の中で今回こういう交付金事業が出てきたということで、その中で対応できたということはその分の一般財源は浮いたという言い方は大変失礼なのですけれども、補助というか、交付金の中でできたという状況がございまして、それらについては総体で選んだ基準については理解していただきたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 1件目でご指摘ありましたけれども、医業収益につきましては、1回目でご答弁申し上げましたけれども、診療報酬の改定が2年ごとに行われまして、本当に18年度に行われた3.16%、これマイナスでありますけれども、これが影響しているのが現実であります。20年度につきましても0.82%と、これも一応マイナス改定の状況で、これらにプラスアルファされて患者数が減ったということが大きな要因ではないかというふうに考えております。

先ほどご質問ありましたいわゆるDPC導入のいわゆるポイントとメリットについては、ちょっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、今回この収益を上げるためには何とかDPCを導入しながら、さらには費用の削減も行いながら全体的な収支バランスをとっていききたいというふうには考えております。まず、DPCについて簡単にご説明申し上げますけれども、これは医療費を包括する、包括評価する、定額払いとする診断群別の定額払い方式とするものであります。従来急性期医療につきましては、基本的には各診療科ごとに使ったもの、行ったことなどを積み上げていく出来高払いという支払い制度で行われてきました。しかし、医療財政や医療の質の問題から、一連の診療行為を一まとめにして支払う包括評価への移行が検討され、導入されたのがDPCでございまして。当院につきましても新年度からDPCを導入するものであります。このDPCについては、現状の治療、いわゆる治療パスありますけれども、治療計画、これらを見直しながら、それから原価管理を十分に行うことでそれにこの医療に占める薬品費や診療材料費等のいわゆるこの材料の改善を図ることによっていわゆる増収と費用の削減を図るものでございまして。一応対

策と、具体的な対策といたしましては、1つは院内の物流システム、これについて見直しを図り、いわゆる民間委託によりSPD適用品の拡大及び在庫の適正化を徹底するという一元管理をすることを対策として考えております。また、同種同効品の統一を図る、これについてはいわゆる安価な製品へのいわゆる切りかえを図ると。さらには、ジェネリック医薬品の採用拡大を図るということでございます。この採用、ジェネリック医薬品の採用につきましては、平成18年度採用品5.47%でありましたけれども、20年度2月末段階では10.39%と品目数もふえております。さらには、最終的には医師や看護師を含めた職員の意識改革、これによりましてコスト意識の改善を図るということでありまして、職員全体の意識が重要となりますので、これらが経営に関する共通認識を持ちながら取り組む必要がありますし、またこれらに向けては経営情報の開示や具体的な実施に向けて各職、職種から成る検討会を設置しながら協議実施してまいりたいというふうに考えております。

それと、人件費の割合が高くなっているというお話でございました。これは、当然新病院改築に向けて不足する看護婦、これらを取って採用している状況にあります。ただ、医療中心になる医師については現在のところ当初予定の人員には、改築までの人員には及びませんが、当然新しい病院になりますと救急救命センターの関係もありますから、当然そういった科の医師も必要でありますし、現在放射線科等診断、治療、これを含めてその部分については不足している状況がありますけれども、こういう医師が不足する大学の状況もありながらも、ある程度当院につきましては一定の医師が現段階では確保しているというふうには一応考えております。

最後ですけれども、いわゆる国や道、これらの要望についてお話ありました。これについては、医師の派遣になりますけれども、現在行っている医師の派遣につきましては2次医療圏の中において一定の医療機関へ一応派遣をしております。ただ、道の対策として19年度以降道と医師会、それから道の病院協会が窓口になって臨時的な緊急医師派遣事業、これを行っておりますけれども、我々としては恒常的に医師の派遣を行っている当院のようなセンター病院として役割に見合った立場で負担金や補助金等について一応要求はしておりますけれども、なかなかこれが進まない状況であります。ただ、今後近隣の市町村については現在行っている医師の派遣、これについては負担金等についても一応見直しを図るよう協議を進めておりまして、あわせて近隣市町医療機関、さらには道の医療政策部門へ今後も継続してこれらについては対策講じるよう進めていきたいというふうには一応考えております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 雇用対策につきましても私のほうからご答弁を申し上げます。

雇用対策につきまして昨年の12月からハローワークと協議をしてございまして、奈井

江のほうに季節雇用なり、期間雇用の方々が奈井江の企業のほう2社におられますので、それらの関係で切られて相談に来られた方がおられますかということで常時ハローワークと協力していたわけでございますけれども、2市2町の中では22名ほど該当者がおられますけれども、それらの方につきましては、これらの会社につきましては雇用保険がちゃんとしてございまして、なかなかそのついでの間については相談に来られないのだということで、恐らく3月末ごろには何らかの動きがあるでしょうという話はいただいております。そして、今回の第2次補正の中の雇用対策なのですけれども、実を言いますと国のほうでも雇用対策は後のほうで追加で出てきたという経過がございまして、砂川市のほうに文書で来たのも後のほうで追加で来たという経過がございまして、すぐ原課のほうと協議して、なるべく新年度予算に間に合わないかということで協議をしまいたのですけれども、やや時間的に相手の企業等いろいろあるものですから間に合わなかったという経過がございまして、これにつきましては新年度の早い時期、4月に税条例の改正もございまして、臨時議会の中でできれば早急に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 一般会計のほうは理解をしました。病院のほうはなかなか理解ができません。ただ、理解ができないといっても、これは何とか頑張ってもらうしかないので、本当に、先ほど医師の派遣の関係にしても少し負担金を高くとおっしゃいましたか。あとは、やっぱりこれは市長もいろいろな機会があると思うので、センター病院を維持していくためにはいろんな意味でやっぱり国や道に向けてのお話をぜひしていただきたいと思いますというふうには思っています。

それで、今後の対策ということなのですけれども、実は総務文教委員会でいつも収支状況について先ほどのように同じような答弁だったものですから、一度患者の動向の資料をつくってくれないかとお願いをしたことがあります。そして、いわゆる数年間の外来、入院、あるいは各診療科での患者動向というのをつくってもらいました。つくってもらったのはいいのですけれども、今までこういうのってなかったのかなというのが素朴な疑問でして、これは絶対やっていかなければいけませんよね。これからこういういろいろな分析とか解析とかということをやったり常々やっていかないとだめなのだろうなというふうに思うのです。ただ、それ以降患者動向の資料をつくって以降これをどういうふうに使っているのかというのは私は今わかりません。現実の患者動向はわかりますけれども、これをどう生かして病院の運営に当たっていくのかということは今現在やっているのかどうかというのは私にはわかりませんが、ただこれをプロにやらせるとどういうふうになるかということなのです。ずっと以前のことなのですけれども、こういう患者動向の資料をプロに渡すと、この周辺の今後の人口推計、あるいはどこの病院にどうい患者さんが多く通っているのか、全部まとめてこれからの市立病院の患者動向というのをつかめるので

す。そこのごく一部の資料なのですけれども、これからの外来は2025年になったときほとんど今よりも多くなるという100%を超えていく疾患というのは3つぐらいしかないような予想になります。一番大きいのは目です。これは高齢化ですから、きっと白内障だとかそういうことになると思うのです。次は循環器、それから先は整形です。これから先中空知全体もかなり急激な人口減が図られて、当然人口が減っていくということは患者さんも減っていくということなのです。その後に入院も一応分析はあるのですけれども、入院の関係はそれぞれの科でまあうちの病院にとってはいい数字になっているのですけれども、私はこれからこういういろいろなことがとっても大事になってくると思うのです。今までは、お医者さんに頑張ってもらわなければ、看護師さんに患者さんに対する接し方を頑張ってもらわなければとずっと思っていたのですけれども、ふと最近気がついたのは実はお医者さんや看護師さんというのは現場の人で、直接経営ということに頭が働く人はほとんどいないのだろうなと実は思ったのです。きょう小熊院長いないので、あえて言ってしまうと患者、いや、お医者さんや看護師さんは手や足ってとっても失礼な言い方かもしれないけれども、そんなことが言えるのではないかと思うのです。そこをしっかりと動かすのはどこかという、事務局長を筆頭に事務方なのだと僕は思うのです。そこが先ほどのDPCの関係にしても、ついこの前なのですけれども、NHKのテレビを見ていたときに、ちょうどDPCの関係でよその病院はこんなに収益がうまく上がっているのにうちの病院は何で上がらないのだろうという、それこそそういうテレビ番組をやっていたのです。そこで一生懸命それを分析しているのは、情報管理課というところの職員だったのですけれども、診療情報管理課というところでした。つまり薬はどれだけ使われているのかよその病院と徹底的に比較をすると、実はその病院はお医者さんが勝手にこの薬出す、同じ病気に対して、私はこの薬を出す、私はこの薬を出す、私はこの注射を打つ、こっちはこの注射を打つと。それをそうではなくて、1つの薬に統一する、あるいは注射を1つにする、つまり在庫が少なくなる、そういうことだれがやるのかといったら事務方だったのです。その事務の事務方は、当然お医者さんや看護師さんにきちっとそれを話していく。僕は、その映像を見てびっくりしたのは、お医者さんも何でこんなものだったのだろうねと。実は、こうこうこうでこうなのですと数字をもとに、グラフをもとにお医者さんに説明したら、お医者さんもなるほどねと。では、これからそういうふうにやってみるかという話に、まさに生のテレビでしたけれども、ドラマでも何でもないのでけれども、そんなふうにやっていたのを見ました。

それで、また実はうちの病院のこれはだれでも手に入るのですけれども、組織図のところそして病院の機構図をじっと眺めていたのです。そして、はたとまたこれが気がついたのですけれども、うちの病院の事務方というのは若い人極端に少なくありませんか。30歳から下の人ってほとんどいないように私は思えるのですけれども、多分若い人たちはエクセルぐらい平気で使えるのです。今エクセルを使ったら相当な分析、解析できるので

すけれども、これからもしかすると事務方のマンパワーを強化していったり、組織機能をしっかり見直していかないと、お医者さんも看護師さんも説得できていられないのではないかなというふうに今思っているのですけれども、先ほど実はテレビの話をしましたけれども、うちにも診療情報室というのは確かにあるのです。ところが、ここの室の一番トップはお医者さんでした。これは、事務方遠慮してしまうのではないかなと思うのです。本当は一番分析きっちりしなければいけないところがお医者さんがそこはトップになっていたりしている。やっぱりこういういろんなことを私はそろそろ見直していかねばならない、そうすることによって経営にもつながっていく、経営の改善にもつながっていくのではないかなというふうに今思っています。ぜひともこれから事務方の強化として、専門的な事務職員の採用なり、あるいは病院と本庁との人材の交流なり、あるいは先ほど言ったようにプロがやると意外と簡単にできるものも、素人と言ったら失礼だけれども、余りたけていない人がやるとえらい時間がかかるというものもあると思うのです。だから、この際僕は欠損がこうやって出た段階でやっぱり経営診断を一回外に任せてみるとか、コンサルティングを一回やってみるとか、そういうこともぜひ検討の一つとして加えていただきたいなというふうに思いますが、この辺はどのように考えていらっしゃるかどうかをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現在病院につきましては、いわゆるオーダーリング、それから電子化カルテ時代を迎えまして、それぞれの自治体病院、それから民間病院でも変わらずIT化が非常に進んでおります。また、もう一つは、高度化する医療に関しましては各部門での医療機器等の操作など医師を初め技術職員も対応に一応苦慮しているところでもあります。先ほどお話ありましたけれども、事務業務においてもDPCの導入によりまして診療報酬に対するコーディング、いわゆる病名、診療内容のチェックなど、医師と同等の点検作業を行う必要があります。これらについても専門的な業務となっております。ただ、当院の場合については診療情報室、ここには3名在職しておりますけれども、これらについては一応診療情報士としての資格を有しております。さらに、今後2名ばかりこの資格を有する予定になっておりまして、精度の高い医療を行う上ではそれぞれの部門の強化が今後進めて、強化を進めていかなければならないとも思っております。ただ、今後を見据えれば若い世代の登用も必要かと思っておりますけれども、IT化に対応する専門的な知識、資格を持った人材の登用も将来的には必要とは考えては一応おります。ただ、全国的に自治体病院の中でもいわゆる病院職員のプロパー化、いわゆる専門家、これが求められております。当院については、ほとんどが病院職員として従事しております。現在求められる業務をこなすには、いわゆる専門的な資格取得も研修も必要であり、また病院改築後の体制など今後の組織のあり方については今後考えていかなければならないと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、平成20年度一般会計補正予算に対して総括質疑をさせていただきます。既にお二人の方から質疑がありますけれども、1つは地域活性化・生活対策事業、2つ目に子育て応援特別対策事業、3つ目に定額給付金事業の3点について質疑をさせていただきたいと思っております。この3つの事業は、いずれも国の第2次補正予算に係るもので、既に国会でさまざまな議論が行われてきましたが、それぞれの事業の目的など基本的な点についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、地域活性化・生活対策事業についてであります。政府は、急激に悪化する景気対策として、先ほど総務部長のご答弁にもありましたように第1次補正予算で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を交付し、さらに今回の第2次補正予算では地域活性化・生活対策臨時交付金として6,000億円を計上し、そのうち市町村に3,500億円程度を配分、そして政府はこの交付金を有効に活用し、積極的に地域の活性化と生活対策に取り組んでほしいというふうに述べて、地方再生戦略の3つの柱、生活対策の3つの重点分野を具体的に示しております。その具体的な内容についてまずお伺いしたいというふうに思います。それから、この交付金の対象事業は、財政力指数が1.05%未満の団体に限るなど、交付対象事業が定められているようでありますけれども、この交付対象事業と交付限度額の算出方法についてお伺いをしたいというふうに思っております。

次に、子育て応援特別手当支給事業についてお伺いをいたします。経済状況が極めて厳しい中、子育て世帯への経済支援が求められているのは当然であります。今回のこの事業は生活対策の一環で、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担の軽減を図るということが目的だと言われておりますけれども、先ほど提案ありましたけれども、よくわかりません。この事業の本来の目的について改めてお伺いしたいというふうに思います。同時に提案でも説明がありましたように地域の同じような子供を持っている家庭の中でいろいろ不合理あるいは不公正が生じるのではないかとというのが懸念されますので、そういうことが起きないのかどうかお伺いしたいと思いますし、またこの事業は本当に少子化対策になるのかどうか非常に疑問の声も上がっておりますので、この点もお伺いしたいというふうに思っております。

3点目に、定額給付金の事業についてであります。既にご質疑がありますけれども、給付準備のために職員の皆さんは大変ご苦労されておりますけれども、この定額給付金については第2次補正予算が国会を通過した時点でも世論調査では国民の75%が評価していないと答えたり、去る4日の関連法案が再決議した後も6割以上の国民が評価していないという世論調査も出ていると報道されております。先ほどもお話ありましたように、定額給付金をもらえることは大変よいことなのですけれども、この2兆円に上る税金をもっと有効に使ってほしい、ばらまきに終わらせるより今急を要する雇用対策や医師不足対策、教育や福祉の充実に使うべきだという声が多く国民の声ではないかというふうに思っ

おります。それからまた、経済効果についても大きな疑問の声が上がっております。先ほど経済部長は4割使えば0.2%の引き上げ、全額使えば0.4%というご答弁ありましたが、しかし民間の調査では消費に回るのはそんなに全然ないと。3割以下ですし、内閣府の試算でも国内総生産を押し上げる効果は0.1%、よくても0.15%にすぎないのではないかというふうに、これは政府が言っているわけですから、さらに政府の財政等審議会ですら消費効果は恐らくほとんどないだろうと。緊急支援とは全く言えない。病院のたらい回しで人が死んでいるのに、医療対策に使うべきだというのがこれも政府の財政の審議会さえそういうふうな意見で出ているという状況であります。したがって、この給付金の目的は、生活対策なのか、景気対策なのか、あるいはばらまきなのか、地域の経済振興に役立つか、さまざまな疑問の声が上がっておりますから、国の制度でありますから砂川市はこれを支給しないというわけにはいきませんが、この給付金制度に対する市長の評価と基本的な認識について私はお伺いしたいなというふうに思っております。

それから、支給基準や支給方法については先ほどご答弁もありませんし、既に新聞などでも報道されております。砂川市の支給開始、発送は3月6日の発送するということとなりますけれども、具体的に支給になるのがそれからいろいろ郵送してということではいつごろになるのか、支給開始の見通しについてお伺いしたいのと、口座振り込みが原則だというふうにされていますけれども、テレビ報道見ると現金で支給している自治体もあつたりして、市民の中にはどうだというような声もありますので、国の指導は一体どんなふうになっているのかお伺いして、1回目の質疑をいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから臨時交付金制度の中の地方再生戦略の3本柱、生活対策の3つの重点分野の内容と、それから交付対象事業と交付限度額の算出方法についてご答弁を申し上げます。

まず、臨時交付金制度の目的と内容でございます。地域活性化・生活対策臨時交付金は、急激な金融経済情勢の変化に対応し、国民生活と日本経済を守るため昨年10月30日に新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議で決定された生活対策において地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるために交付するとされ、国の第2次補正予算に6,000億円が計上されたものであります。この交付金は、地域活性化等に資する事業として昨年12月19日に地域活性化統合本部会合で改定された地域成長力の強化、地域生活基盤の確保、低炭素社会づくりを3つの柱とする地方再生戦略、または生活者の暮らしの安全、金融経済の安定強化、地方の底力の発揮を3つの重点分野とする生活対策に対応する事業を行うため、地方公共団体が策定した地域活性化・生活対策実施計画に基づく事業に要する経費に交付することで、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図るものであります。

次に、交付対象事業と交付限度額の算出方法についてであります。交付対象事業につ

きましては、先ほど小黒議員のほうにでもご答弁を申し上げましたけれども、国庫補助事業については第2次補正に計上されたものであり、地方単独事業については10月31日以降に実施されるものとされましたが、砂川市としましては該当する補助事業がないために単独事業が対象となるものであります。交付限度額につきましては、普通交付税に平成20年度から設けられております地方再生対策費、この算定額に過疎地域などの市町村区分に対応する率、財政力指数から求められる率、内閣総理大臣が定める率を乗じて算定されるものであり、砂川市は1億1,335万1,000円となったところであります。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から子育て応援特別手当の関係で3点、目的、そして不合理、不公正が生じないか、そしてまた少子化対策になるのか、この3点についてご答弁を申し上げます。

1点目の特別手当の目的についてまずご答弁申し上げます。国では子育て応援特別手当は、現在の厳しい経済情勢において多子世帯、いわゆるお子さんが2人以上の世帯の小学校就学前3年間の幼児教育期の子育てを経済的に支援することを目的としております。

次に、2点目の不合理、不公正が生じないかのご質問についてご答弁申し上げます。この子育て応援特別手当のまず対象世帯は、平成21年2月1日現在の住民登録において平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子が2人以上いる世帯のうち、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子供が第2子以降である場合1人につき3万6,000円を支給するものですが、本市の対象世帯は245世帯と見込んでおります。また、この不合理、不公正が生じないかのごことでありますが、一般的に18歳に到達する年度までは稼働能力がないことから、18歳以下である平成2年4月2日生まれから第1子と数えることとしております。また、3歳以下の平成17年4月2日生まれ以降の子は満3歳に達するまで児童手当が5,000円増額され、1万円を支給しているところであります。このようなことから、国においては生年月日で対象範囲を限定し、多子世帯の経済的支援を行うものであり、不合理、不公正がないよう子育て応援特別手当を創設したものと考えております。

3点目の少子化対策になるのかのご質問であります。国においては急激な社会経済状況の低迷により第2次補正予算の生活対策の一環として多子世帯の幼児教育期の子育て家庭の負担に対する配慮して支給するものであり、少子化対策ではなく多子世帯の子育て費用の負担軽減という生活支援として平成20年度限りの緊急措置を実施するものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 定額給付金についてご答弁したいと思うのですが、国会の中で麻生総理が答弁二転三転をされまして、国民的になかなかこの賛意というものは少ないのだろうと。当時は生活支援、これをもたらうのはさもしいではないかというお話しさ

れまして、その後景気対策なのだ、経済対策なのだ、だから私はもらいますというようなご答弁があったりして、必ずしも国民的に受けたような状況になかったと思うのです。ただ、私の立場は、これは国の法律に基づいて補正予算を提案をさせていただきました。そして、議会で承認いただければ即交付をしたいという立場に立ってこれを予算編成をしている立場からすると、その態度はおわかりだと思っておりますけれども、あえてそのことについてコメントは差し控えたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうからは、定額給付金の2番目にありましたいつごろ定額給付金の支給がされるのかということについてまずご答弁をさせていただきますと思います。

定額給付金の申請手続きにつきましては、給付申請受け付け開始日から6カ月が申請期限となっております。定額給付金総額と事務経費の補正予算が可決、承認されましたら、速やかに市内の全世帯主に特定記録郵便で申請書が郵送されます。現在3月16日を給付申請開始日として予定しておりますので、6カ月後の9月16日が申請期限となります。世帯主の方は、申請書に住所、氏名を記入していただいて、金融機関名と口座番号を記入され、公的身分証明書の写しとご希望される振り込み先の預金通帳等の写しを添付され、同封しました封筒で返送していただくこととなります。返送された申請書の記載内容を確認後、支出命令の内部決裁を了し、決定通知書を世帯主に送付します。予定では4月中旬に一斉に口座振り込みをいたす計画となっております。

それから、3点目の口座振り込みが原則で現金はというご質問でございましたが、まず高齢者の方は社会保険庁からの年金給付など口座振り込みでございますので、口座をお持ちの、で開設されております。会社員などの方はお給料が口座振り込みだったり、クレジットご利用の方も金融機関の引き落としなど口座が開設されております。それ以外の方で仮に口座開設されていない方につきましては、市役所の窓口で現金支給となります。定額給付金の給付は、最初に原則となっております口座振り込みを優先します。その次に口座がない方の現金支給となります。市役所に現金支給を希望されて来庁され、申請されたその日のうちに窓口での給付はできません。定額給付金給付事業は、国の補助事業でございますから、申請書を窓口で受理した後、公金の支出命令、給付の決定を行い、本人に決定通知書を郵送して、現金支給日を改めて指定します。したがって、再度市役所に来ていただき、窓口で現金支給を受けることとなりますので、口座振り込みの方よりもおくれた給付となります。また、金融機関で口座開設されているにもかかわらず現金給付を希望される方につきましては、原則であります口座振り込みにご理解、ご協力をいただくようお願いし、窓口で説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、地域活性化・生活対策事業でありますけれども、先ほど総務部長から地域再生戦略3つの柱、それから生活対策の3つの重点分野がございましたけれども、さらにその3つの柱、3つの重点分野のきめ細かい中身は、今回のこの第2次補正は、先ほどもありましたけれども、第1次補正の場合は緊急安全実現総合対策事業で、今回の場合は地域活性化と同時に生活対策臨時交付金というのを事業として位置づけられているのです。したがって、先ほどの答弁ではインフラ整備がということが中心だといいますけれども、インフラ等というのがついていまして、インフラだけではないのです。この地域成長、成長力の強化では、地域の独自の工業製品の開発やブランド化、地域の資源を生かした観光振興などにもしなさいと。それから、地域性を考慮した地産地消、新エネルギー導入の促進にも活用できるというようなものもありますし、それから生活対策3つの分野では、生活者の安心した、暮らしの安心のためにこのものを使えということになっているのです。家計の緊急支援対策、雇用セーフティーネット強化対策、生活安心確保対策、それから金融経済の安定対策では中小企業への支援対策、地方の底力では今言った公共事業もあるのでしょうかけれども、ですからインフラ整備や公共事業が中心では、だけではないのです。したがって、私思うのは、全道各地もいろいろ私も見ました。さまざまなそういう形で組み立てられているのです、生活対策についても。例えば農業の分野にもお金も使われている。それから、私が、私が12月議会で質問しました火災警報器の助成金にも使われている自治体も生活支援対策としてある。さまざまなことは使えるのです。ですから、先ほど小黒議員が言いましたけれども、政府もこのお金を有効に使ってほしいというふうに述べられているので、今組んだ事業が私だめというわけではありません。ないのだけれども、生活支援対策というところが抜けているのでないかと思うのです、砂川市の場合は。そうすると、この国が言っている今回の事業と違うのでないかと。使うところがいっぱいありますよね、先ほど言った火災報知機もありますし、今の、後でも私質問しようと思っておりますけれども、農家の肥料高騰対策にも使えるし、各自治体いろんなところで、中小企業の利子補給にも使っているところもありますし、さまざまな使い方というのがあるのです。ですから、もっと知恵を出せば市民の生活者の暮らしの安心、それから金融経済の安定化のためにこのせっかくの1億以上のお金を活用とする点でどうだったのかなと。先ほど小黒議員も話あったように本当に市の内部もそうですし、私としては多くのところでこれ市民の意見とか、事前に議会の意見も聞いてやっている自治体も結構あるし、市民の意見も聞いているところもあるのです。ですから、そういう意味ではやっぱり有効活用するためにどのような努力をされたのかという点ではちょっと私は残念に思うので、ここはちょっと改めてお伺いしたいというのがまず1つです。

それから、子育て応援特別支援対策事業は、部長、非常にわかりづらいのです、一般の市民の皆さんには。例えば3歳から5歳児なのですけれども、これも先ほど生年月日の話

がありましたけれども、書いてある文章を見て、平成、いや、20年のですね、平成20年の3月31日で満何歳とか、21年の3月31日だとかというようなこともあって、ちょっとその基準日を正確に教えていただきたいというのが1つです。

それから、3歳児から5歳児に該当する場合、先ほど言った第1子に当たらないわけですから、例えば4歳の子は第1子であるために、例えば4歳の子と3歳の子といっても4歳の子はまだ当たりませんわね。それから、4歳の子と2歳の子が双子いても全部当たらないですね、対象にはならないと。さまざまなケースがあるのです。第1子の人が18歳以上超えていれば、次の人も第1子と認められるというようなこともあって、物すごくわかりづらくて、私たちの小さい子供さんいるところで、だれがどの人がどう当たるのだろうと。同じような家庭で、ここの家庭は当たるけれども、こっこの家庭はちょっとした条件で当たらないというようなことになるものですから、これもさっき市長言った国の決めたことで、ここの市町村でどうにもなることではありませんけれども、非常に私自身も理解するのにわかりづらい中身だと思います。ですから、誕生日等の説明を正確にきちっとすることと、それからこの制度をやっぱりきちっとわかるように、そういう対象世帯の方に徹底しないと、だれが対象なのかというのは一般の人にはわからぬのでないかというふうに考えます。それで、この対象者へのPRとか、あるいは徹底とかいうことについてはどのようにお考えになっているのか。ちょっと広報だけで書いても物すごくわからないと思うのです、この点でいうと。したがって、そのあたりのことをもう一回お伺いしたいのと、本来であればやっぱり5歳児以下の皆さんに交付されれば一番ありがたいことですし、少子化対策にもなるのですけれども、先ほど部長が言ったように少子化対策でもないし、生活支援対策といってもかなり限定されてしまうというようなこともありますので、このあたりその趣旨の内容の徹底についてお伺いしたいなというふうに思っております。

最後に、定額給付金については市長はコメントをしないということですから、これ以上聞くわけにはいきませんが、そのことだけお伺いして、2回目といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 事業選択についての再度の質問と、それから市民の意見を聞く必要もあったのではないかとということでございます。今回のこの地域活性化・生活対策臨時交付金でございますけれども、スケジュール的に大変厳しいものがございまして、空知支庁のほうから限度額ないし要綱案が示されたのが12月25日でございます。そこで、すぐ29日の日ですか、各部長にその要綱案の内容等を集まっていたいてその中身について周知を図りまして、1月、当時空知支庁のほうで言ってございましたのは1月21日までに提出してくださいという話でございましたので、1月14日までに各部でこの生活対策なり、地方戦略の項目、幅広くございますので、この中から建設事業、またはソフト事業も含めて検討していただきたいということで周知したのが12月29日でございます。その後空知支庁のほうから1月21日が締め切りですよということでございました。

けれども、1月16日までに出してくださいという通知が来てございまして、14日が締め切りでしたので、14日の日に早急に各部のやつを集約いたしまして、そして16日に理事者ヒアリングを開いて、開催して、その日に空知支庁のほうに計画書を送ったということで、通知来てから決定、そして空知支庁に計画書を出すまでの期間が実質的には非常に短かったというのが1点ございます。

ただ、それにしましても各部がそれぞれ経済部なり、市民部それぞれ現状いろんな課題を把握している中で、その中からこの要綱とあわせていろいろ検討されて出された事業、決定した事業以外にも若干もう少しございましたけれども、余り多くは現実的にはなかなか短い期間の中では出てこなかったというのがございますけれども、それらを踏まえて、単年度限りの処置であるということと、それから交付金のそれぞれの内容を踏まえまして、先ほど答弁申し上げましたけれども、なかなか、総務省も言っているのでもございますけれども、なかなか教育委員会なんかは補助がなくて、地域の要望があってもできないところも有効に活用できますよねというような担当のほうの審議官からの話もございましたけれども、それらや、単独事業のそれらとか、どうしても必要な単独事業について行う、行うという、行ったということでございますので、この辺につきましては先ほど生活者の暮らしでいろいろあるのではないかというお話もございました。ただ、生活者の暮らしの中の項目につきましては、定額給付金だとかそれぞれ子育ての関係だとか、国の制度のほうでかなり補完されているというような状況もございましたので、理事者の責任において執行権の範疇で決めさせていただけたと、いただいたということでご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 子育て応援手当の基準日でございますけれども、申し上げましたとおり平成21年2月1日現在砂川市に住所がある方でございます。

対象年齢で、生年月日で区切っておりますけれども、この考え方といたしましては14年4月2日から17年4月1日生まれということでございます。14年4月2日から15年4月、15年の4月1日生まれ、このお子さんはことしの4月に入学する方でありまして、平成21年2月1日現在では就学1年前ということでございます。この中で、また15年の4月2日から16年の4月1日まで、このお子さんは22年、来年の4月に入学をするということで、就学前2年ということでございます。残る16年4月2日から17年4月1日は23年4月に入学するお子さんでありまして、就学前3年前ということで、年齢的にいきますと基準日が2月1日ですから、ですけれども、おおむね6歳、5歳、4歳、就学前3年ということでございます。

そこで、このような生年月日で区切って、一部理解しづらいといいますが、そういう面もありますので、周知の方法については万全を期したいというふうに思っています。まず、広報すながわで3月15日号でももちろん周知をいたしますけれども、該当と思われる方に

についてはリストアップをいたしまして、3月16日に直接郵送をすることにしております。その際にはこの生年月日のみならず、ケースとして第1子、第2子、第3子といろいろございますから、ケースとしてこういう場合、こういう場合、こういう場合については何名分が該当になりますよということもあわせて対象となる世帯についてはきめ細かに郵送でお知らせをしていきます。また、今考えてございますのは、砂川市のホームページはもちろんでございますけれども、保育所、幼稚園、子育て支援センター、そしてまた今教育委員会ともこれからご相談いたしますけれども、何とか今いる小学校1年生、これから新入学になる方、1年生について今ほど言いました詳しいケースを含めて周知をすればおおむね該当になるならないということで行き渡るのでないかなというふうに考えてございます。

続きまして、少子化対策、支援対策ということでありますけれども、これについてはあくまでも生活支援対策という考え方であります。国では、では少子化対策についてはどうなのだということになりまして、先ほどお話もありましたけれども、妊婦健診、これらについては補助金分について、公的負担について5回から、年数の期限はありますけれども、14回にする、これらは一応国としても少子化対策という整理していますし、また出産一時金、これについては現在38万円でありますけれども、これらについても平成21年度にまた見直すような方向、拡大していくような方法の情報もございます。また、保育料、これにつきましてはごくごく最近で、先週の金曜日に道のほうから通知が来たのでありますけれども、21年度以降ということですから21年の4月になるのだらうと思うのですけれども、第3子以降については何か無料というようなことで先週の金曜日に通知も来ている。国としては、これら申し上げました妊婦健診あるいは出産一時金、保育料、これら子育て支援という位置づけをしていますから、今回のこの子育て応援特別手当については生活支援ということで、少子化対策とは別枠というふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、最後ですけれども、地域活性化・生活対策事業の経過はわかりましたけれども、でも先ほど話ありましたようにこれからもいろいろ雇用対策事業たくさんのもが出てくるわけで、やっぱり国が言うておりますそれを有効にどう活用するかというのは相当やっぱり知恵を使わなければいけないものだというふうに思うので、ぜひ、今度の点はいろいろ各部から出てこなかったとか時間がなかったとかということがあるようでありますけれども、やっぱり今度のやつを教訓にしながら、やはり本当に今の急激に悪化する景気対策としてどう活用するのが一番有効なのかというのがやっぱり問われる中身でもあるし、そのために補正予算が組まれたり、予算が組まれているものでありますから、そういう形で今後とももっとやっぱり議会や市民の皆さんの声を聞くようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、子育て応援のほうは、今部長ありましたように今の部長の答弁だといわゆる

4歳から6歳ということなのですね。新聞なんかの報道ですと3歳から5歳というふうに報道されている。だから、非常に紛らわしいのです、そのところは。ですから、そういう意味ではやっぱり皆さんにわかるように、きちっとお話ありましたようにそういうことをしていただいて、支給漏れのないような体制もとっていただきたいということを申し上げまして、終わります。

○議長 北谷文夫君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第7号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております8議案は、議長を除く議員全員で構成する第1予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中審査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りします。

第1予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時13分